

## 平成19年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

平成19年6月20日（水曜日）

### 議事日程

平成19年6月20日（水曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

### 出席議員（28名）

1番	河 杉 憲 二 君	2番	藤 本 和 久 君
3番	山 根 祐 二 君	4番	斉 藤 旭 君
5番	横 田 和 雄 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	木 村 一 彦 君	8番	重 川 恭 年 君
9番	松 村 学 君	10番	伊 藤 央 君
11番	原 田 洋 介 君	12番	大 村 崇 治 君
13番	三 原 昭 治 君	14番	山 本 久 江 君
15番	平 田 豊 民 君	17番	藤 野 文 彦 君
18番	高 砂 朋 子 君	19番	安 藤 二 郎 君
20番	今 津 誠 一 君	21番	河 村 龍 夫 君
22番	久 保 玄 爾 君	23番	山 下 和 明 君
24番	馬 野 昭 彦 君	25番	深 田 慎 治 君
26番	山 田 如 仙 君	27番	中 司 実 君
28番	田 中 健 次 君	30番	行 重 延 昭 君

### 欠席議員（1名）

29番 佐 鹿 博 敏 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、佐鹿議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。17番、藤野議員、18番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより早速質問に入ります。最初は4番、齊藤議員。

〔4番 齊藤 旭君 登壇〕

4番（齊藤 旭君） 民友会の齊藤旭でございます。

昨年12月議会の一般質問に引き続き、防府市の観光行政について質問いたします。

このたび山口県観光交流課がまとめた山口県全体の観光客数は、昨年に比べ147万

6,000人の増加となるも、防府市の観光客数は69万1,700人と、前年に比べ2万2,000人の大幅な減少となったと発表されておりますが、私が分析するところによると、昨年、極端に減ったわけではありません。たまたま一昨年、国分寺の落慶法要等々のイベントにより観光客数が多かったもので、しかし、落慶法要にしる、何か仕掛け、努力すれば人が集まるということであります。だから、よいと思われることは即実行に移すべきだと思います。

ちなみに、防府天満宮の参拝客が55万人と、全体の約8割を占めております。

防府市の観光資源と言えば、古くから天満宮、毛利邸、国分寺、阿弥陀寺、大平山等々を有し、県下でも屈指の観光地を誇りながら、ここ数年、観光客も伸び悩んでおります。

県内では、平成20年7月から9月までの3カ月間、JR各社と地元観光業者、市町村、県などが協力し大型キャンペーンを展開し、全国に山口県の魅力をアピールし誘客を図ろうとするもので、期間中、地元自治体で多彩な催し物を展開し、防府市としても売り込みのチャンスかと思えます。今年7月から9月にかけてプレキャンペーンが展開されますが、どのような施策をもってこのキャンペーンに臨まれるのかお尋ねいたします。

防府市がこれから観光資源を活かすため、防府天満宮、毛利邸、毛利氏庭園、周防国分寺などの文化財や史跡が広がる旧山陽道沿いに「まちの駅」を設ける構想を発表しておりますが、この事業のほか、このたび、国土交通省が関係機関と連携し約1億5,000万円かけて、防府市小野地域を流れる佐波川が県内で初めて、子どもたちが安心して遊べる水辺の学校として本年秋から着工し、整備され、2008年、完成を目指す計画がされていますが、防府市は山あり、川あり、海あり、この恵まれた自然環境を教育に、観光につなげるよう、地の利を活かした取り組みがされるよう要望いたします。

防府市は、これらの事業と並行して、歴史と自然環境を活かしたまちづくりに取り組まれると思えますが、20年、50年先を見据えた町おこしを実践すべきだと思います。

例えば、防府市として、2月、防府天満宮の節分祭、3月に梅まつり、4月に桜の花見、花祭り、5月の大平山のつつじまつり、6月の阿弥陀寺のあじさいまつり、7月の総おどり大会、11月の裸坊祭と、ほとんど毎月催し物があるようです。今年は、昨年防府駅前にルルサスがオープンし、駅前も見違えるようにきれいになったことでもありますし、防府駅前のにぎわいの創出をするため、年末のイベントとして光のページェントを実施してはいかがでしょうか。手法はいろいろあります。ツリーへのライトアップでもよいし、ルルサスやアスピラートの壁面を利用したライティングはおもしろいかと思います。

このように、四季を通じていろいろな仕掛けをし、年じゅうお客を絶やさないことが大事です。

市の花、祭りを活かしたまちづくりが年々盛り上がりを見せ、充実しつつあると思いますが、まだまだこの程度に甘んじていては100万人から150万人の観光客を呼ぶことはできません。今回の質問の目玉であります早咲き桜により、町おこしを考えてみてはいかがでしょうか。

桜といえば、奈良の吉野桜、京都の醍醐寺の桜、大阪造幣局の通り抜けが有名ですが、皆4月の同じ時期に一齐に開花し、開花期も約1週間程度と、余り変わり映えがしません。このようにメジャーではありませんが、1本の桜でも本市向島小学校の寒桜も人気があります。そうです。向島小学校の桜に人が集まるのは、まだ春早い時期に桜の花が見られるからです。これが1,000本、2,000本となったらどんなに素晴らしいことでしょう。

そこで、一番早い花見を満喫し、観光客を集めている事例を紹介いたします。

静岡県河津町は、伊豆半島の南端に近い東海岸に位置し、北は天城山、南は下田に隣接し、川端康成の小説「伊豆の踊子」の舞台として有名ですが、それと同時に、そこに咲く河津桜は、早咲き桜の名所として全国的に知れ渡っております。昭和30年ごろ、河津川の河原で町民が偶然発見し、その後、観光協会が中心になって町の花として広め、平成3年ごろから河津桜まつりは早春の2月から3月、1カ月間に100万人を超える観光客が訪れるイベントに成長しております。この河津桜は、寒緋桜と早咲き大島桜の自然交配と言われ、花が大きく、しかも、色が鮮やかでピンク色で、この桜は1月下旬からつぼみがほころび、3月下旬まで咲き続けるのが特徴です。桜はぱっと咲き、ぱっと散り、その散り際がよいとされていましたが、河津桜に関しては、今まで私たちが持っていた桜に対するイメージを変えなくてはなりません。河津桜は2月中旬から3月上旬が見ごろで、開花も約1カ月と長く、散らないのです。少々の風にもしがみついて花の命を全うする、散るを美しいと感じることもあれば、全うするのを立派と思うこともできるのです。

そこで、気候的にも河津町と余り変わらない防府に早咲き桜を植え、将来どこよりも早く花を咲かせ、桜の花見や桜祭りのイベントを行い、まちの活性化につなげてはいかがでしょうか。桜を育てる条件としては、桜は病気がつきやすいので、消毒等々の管理がしやすいことが挙げられます。そして、早咲き桜で活性化を図ろうとするならば、駅に近く、人が集まりやすく、これから何十年後の桜祭りのイベントも視野に入れて、それが可能な土地が必要です。山桜やソメイヨシノは、下から見ても上から見ても、また遠くから見ても見栄えがするので余り場所を選びませんが、早咲き桜は花びらが大きく下を向いているため、最もきれいに見えるのは下から横からがよいとされております。

したがって、平坦地がよいと考えられることから、例えば大道の観音口から横曽根川沿

いに上がり、さらに旧国道2号線の手前を西に総延長1.1キロの区間が適していると思われます。なぜならば、当地は道路の幅員があり、車の通りもなく、土の部分も十分あります。ちなみに、道のそばの狭いアスファルトの中に植えてある桜を見かけますが、桜のためにも、水源の涵養の面からも余り感心しません。そのよい例として、沿道の桜並木が歯抜け状態になっていることに気づかれると思います。

そういうことで、将来、桜祭り等のイベントをするにも、スペースが十分取れ、木の間隔が狭いと横に伸びず、樹高が上がり、足元の草花も日が当たらなくなります。桜特有のテングス病などの病気予防がしやすいように、せいぜい間隔8メートルが適当と思われます。そこで、千鳥に植えた場合、この場所であると1.1キロメートルの範囲に約300本の植栽が可能になります。

また、防府市新築地町の工場や企業群の周辺は、場所も広く、緑地帯もきちんと整備がされており、将来ちょっとした森にする計画があるそうですが、そこに、成長も早く、潮風にも強い早咲き桜を市民の手で植栽し、市民が憩える空間にしたらいかがでしょうか。間違いなく県内でも屈指の桜になり、人が集まること請け合いです。

今までと違った桜を植え、活性化を図るために前向きな取り組みをお願いし、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 観光行政についての御質問にお答えいたします。

まずデスティネーションキャンペーンについてでございますが、このキャンペーンはJRグループが対象地を決め、全国に向け集中的にPRすることで観光客誘致を図るものであります。

議員御案内のとおり、平成20年7月から9月にかけて、山口県を対象として実施されることとなっており、プレキャンペーン期間である本年は、“はも料理”とあじさい寺、東大寺別院阿弥陀寺とを組み合わせたポスターを作製し、関西以西のJR各駅への掲示及び広島都市圏、福岡近郊のJR車両内への掲示を行い、防府をPRしているところであります。

本年度の本キャンペーンに向け、現在、県では、「おいでませ山口デスティネーションキャンペーン」として、観光資源の発掘や開発、イベントを展開するなど、観光客の受け入れ態勢を整備しているところでありまして、本市といたしましても、防府を全国へアピールする絶好の機会ととらえ、時季的にも旬であり、地元ブランドとしても定着しつつある“はも料理”など、防府の魅力を発信し、関係団体、各観光施設の御協力をいただきな

がら、山口県に来られた方の防府への誘客を図りたいと考えております。

次に、「早咲き桜によるまちおこし」についてでございますが、本市の観光振興に向けては、既存の観光施設の活用のみならず、隠れた観光資源を掘り起こし、あるいは創出し、観光振興につなげてまいりたいと考えております。その起点として、「まちの駅」を設置し、これを拠点に市全体の観光ネットワークを検討したいと考えており、その中では、花木などによる観光振興も視野に入れて研究するよう指示しているところでございます。

御存じのとおり、最近の傾向の一つに、花による観光振興がございます。今や日本じゅうでございますソメイヨシノはもとより、芝桜、チューリップ、ラベンダーやヒマワリ、コスモスなど、四季折々に人々を魅了しているところでございます。

いずれも相当規模のもの、あるいは樹齢を経たものに観光客が集まっているようでございます。議員御案内の伊豆半島河津町の河津桜、固有種と聞いておりますが、非常に多くの方が訪れていることは承知いたしており、素晴らしいものであると思っております。

本市におきまして、天満宮の梅、桑山公園をはじめとした桜、大平山のツツジ、阿弥陀寺のアジサイ、最近では、宇佐八幡宮のシャクナゲ等、官民を問わず相当規模のものもでございますが、中でも早咲き桜の一種であります向島小学校の寒桜が多くの人を魅了しているところでございます。

しかしながら、人を集めるという点におきまして、本市ではさらに多くの取り組みが必要であろうと考えております。議員御提案の早咲き桜による町おこしにつきましては、花の少ない時期に花を開くものであり、町おこしの資源の一つとして大変意義あるものであると考えております。これら花木の観光資源化につきましては、相当規模のものとして考えることが必要かと思っておりますので、場所や気候など、検討すべきことも多くございます。

一例として御提示いただきました緑地などにつきましては、管理者が県である箇所もありまして、これらとの協議も必要となりますので、市全体の観光施策検討の中でどのように位置づけて考えるか、研究してまいりたいと存じております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） ただいま答弁をいただきました。緑地帯の植栽については、また県と協議をしながら検討したいという答弁であったかと思っておりますが、それでは、ただいま防府市が管理しておられる天神山、桑山、向島、佐波川の土手の桜の本数をちょっと教えていただけますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 防府市が管理している桜の本数ということでござ

いますが、天神山が430本でございます。桑山公園が500本、それから、向島運動公園が574本、それと、佐波川土手、これは新橋から本橋の区間ですが、そこに44本、それと、本橋を境にしまして、上流側の本橋から白坂公園までが41本でございます。これは、通称佐波川桜つつみと言うておるところが41本ということでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） ありがとうございます。大体合計すると1,600本弱ということでございます。

実は、私はこのたびこの質問をするに当たり、防府市はもとより、県内外の有名な桜の名所を見てまいりましたが、防府市の桜も他市に遜色はないと思っております。特に、あそこの矢筈ヶ岳の森林公園の桜、これもまだ樹齢は若いのですけれども、将来は上から、遊歩道から見たロケーションはすばらしいものになるだろうと、個人的に好みがありますけれども、私はそのように思っております。

それで、次にお尋ねいたします。

記念樹の中でも桜は特别人気がありますが、この記念樹、現在の本数を教えていただけますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今まで記念樹を募集しまして植栽しておるのが、本数が564本でございます。

内訳を御説明いたしますと、向島が378本、桑山が186本でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） それでは次に、今年度の募集本数、そして場所を教えてくださいますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 本年度の募集本数ということでございます。本年度の募集本数は46本でございます。場所は向島運動公園でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） そうしたら、向島運動公園にはあとどのぐらい植えられるようなスペースがありますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 向島運動公園、今回46本植栽できるということで、募集を46本ということでかけております。それによりまして、向島運動公園は一応

今の計画では満杯になるということでございます。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） それでは、次の場所も考えておられませんか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 次の場所ということでございますが、今後は植栽する場所、樹種も含めまして、どこがどういうふうがいいのかということで検討中でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） 場所、それから種類も検討されるということでございますので、ぜひその検討の中に、早咲き桜を採用してもらうように検討していただきたいと思います。

ただ、この早咲き桜で町おこしを図ろうと思えば、単発的に何十本、そんなわずかな数では余り見栄えがしませんので、将来的にもかなり500本、1,000本と植栽が可能な場所を御検討いただきたいと思います。

それで、現在、今植えてある桜、桜は大体実生から20年たったら直径が20センチになって、そのころから花が咲き始めるということで、人間と同じようなものでございまして、30年ごろが一番見ごろであろうということで、私、今65歳ですから、20年たてば85ということで、人生ぎりぎりかと思えます、市長もそうですけれども。そういうことで、ぜひ私どもが、この桜は次世代への贈り物と考えればいいんですけれども、せめて私も孫に手を引かれながら花見がしたいと、そういう思いでございますから、どうか執行部におかれましては、ぜひこの早咲き桜を採用していただいて、私どもに元気をつけていただきたいと、このように思っております。今、防府の観光資源と言え、天満宮に頼っておるということで、菅原道真公も、もうそろそろかわってくれんかという、そういう声も私も聞いております。道真公も結構本業でお忙しいんです。子どもの合格祈願とか、交通祈願とか、いろいろ本業で忙しい上に、こうしてまちの観光までやっては、もうせんないと、そのようにおっしゃっておられますので、ぜひこの早咲き桜で町おこしをしたいと、このように切に願うものでございます。

それと、1点ほどちょっとお尋ねいたしますけれども、今佐波川の土手に85本ほど植わっておりますが、これは植えてあるところとないところ、実は、かつて私は50年前に佐波川の新橋の下でボートに乗って桜を眺めた、そういう楽しい時期を思い出しておるんですよ。それで、その桜がなくなった理由は寿命でしょうか。それとも何かの理由でなくなったんでしょうか。佐波川の土手にこれから将来植栽が可能かどうかということをお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 佐波川の土手、今、先ほども申しました41本と44本以外のところに植えられないかということでございますが、これは河川法によりまして規制があります。河川の定規を外れた部分に用地を確保し、根が、堤防定規と申しませんが、定規内に入らないようにすれば許可されると思われま。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、斉藤議員。

4番（斉藤 旭君） そうしたら、そういういろいろな規制をクリアすれば可能だという御答弁でございましたので、ぜひそういった関係機関と折衝をして、昔ながらの、そういう佐波川の土手に植栽が可能ないように御尽力をお願いしたいと思いますし、また、あわせてこの佐波川でボートも浮かべられるような、そういったこともできればと思っておりますので、それらを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほど向島運動公園と申しましたが、向島運動公園に隣接した向島緑地ということで御理解をいただきたいと思ひます。

それと、先ほどの質問の中でちょっと触れたんですが、佐波川の桜の木がなくなったということで、唐突に河川定規ということで申し上げましたが、とにかく河川定規を御説明いたしますと、河川法により管理者が決められており、とにかく土手をどのぐらいの大きさにしないとこの川がもてないとかいう堤防定規というのがありますので、そのあたりを御理解いただきたいのと、桜が寂しくなったということにつきましても、市長の方からよく私の方に指示をされておりますので、国交省の方と協議をしてみたいと思ひます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で、4番、斉藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

14番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、森林、林業の活性化についてお尋ねをいたします。

防府市の森林の面積は、2004年度末で9,598ヘクタール、市域面積全体の約半分、51%を占めております。そのうち公有林が1,127ヘクタール、民有林が8,471ヘクタールとなっております。

全国的にも、森林あるいは林業は、これまでの外材依存施策の中で、国産材は外材との価格競争にさらされまして、長期にわたる価格下落から林業経営が困難となり、生産活動、大変停滞をいたしております。林業従事者の高齢化も進行いたしまして、このような状態が続いて森林の荒廃が進んでいけば、山崩れによる土砂災害の増加や水不足、そして水質の悪化など、問題が出てまいりまして、市民生活にも支障を来すこととなります。

御承知のように、森林は木材の生産だけではなく、国土や環境の保全、水資源の涵養、保健・休養など、まさに市民生活に欠かせない多面的な機能を持っております。今日、地球温暖化防止も含め、この森林が持つ多面的な機能への市民の期待は大きく、そして多様化いたしております。

一方、国全体としても、森林、林業を取り巻く状況に、今、変化が生まれております。

一つは、近年の世界的な木材需要の高まりや、また海上運賃の上昇などから、外材価格が上昇いたしまして、国産材が外材価格より安くなっていることもあり、人口林の中心を占める杉材の需要が増大しているということでございます。

2つ目は、地球温暖化防止対策を進めるための京都議定書が発効いたしまして、日本は温暖化ガスの排出を1990年比で6%削減をしていく、こういうことを約束いたしておりますが、その3分の2に相当する3.8%を森林で吸収することにいたしております。そのため、国も森林整備の拡充など、森林吸収源対策を積極的に進めなければならない、こういう状況があります。戦後に植林した森林が利用できる時代を迎えているとも言われております。森林所有者が意欲を持って取り組める対策が今求められているのではないのでしょうか。

こうした背景の中、市民の期待にこたえる森林、林業の振興策のあり方が問われております。森林整備と林業振興への市の基本的な考え方について、まずお尋ねをいたします。

2点目は、間伐の促進についてでございます。

林業の不振が続く中で、人口林の間伐が進まず、やせ細った木が密集して、林地に日光が入らないため下草が生えず、雨が降れば土砂が流出するなど、山地の崩壊に弱い森林が増えております。そして今、間伐対策の強化が求められています。

国は、地球温暖化防止対策の一環といたしまして、緊急間伐対策に続き、2007年度、今年度から6年間、毎年20万ヘクタールの間伐を進めることにいたしておりますが、市としての今後の間伐に対する取り組みについてはどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目です。

公共施設への地域材の利用についてお尋ねをいたします。

地域材の利用は、林業、木材産業の再生だけではなく、関連産業など、地域経済の活性化を図るためにも非常に重要な取り組みでございます。公共施設の木造化、あるいは内装の木質化といった問題は、その施設が地域のシンボルとなりまして、周辺で地元材を活用する方向につながるなど、波及効果は大変大きいものがございます。

今後の公共施設の建設あるいは改築などに当たっては、積極的に地域材を利用させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。お尋ねをいたします。

最後に、林業就業者の育成についてお尋ねをいたします。

今日、林業の停滞で就業者が激減をいたしまして、さらにまた、高齢化の中で林業の技術の継承が今本当に課題となっております。林業経営が成り立つような国を上げての取り組みがまず必要だと考えます。市の後期基本計画の中にも、この林業振興の3つの柱の一つとして、就業者の育成、この問題が位置づけられております。育成への具体的な取り組みにつきましてお答えをお願いしたいと思います。

質問の大きな2点目ですが、後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

来年2008年4月から後期高齢者医療制度がスタートいたします。この制度、原則75歳以上、また65歳から74歳で障害認定1級から3級を受けた人を対象に、全国では約1,300万人と言われておりますが、独立した医療制度として発足をいたします。

この制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという、こういう仕組みを導入したことでございます。この制度の保険者は、県に設置をされました広域連合です。広域連合が行う保険給付に要する費用は、後期高齢者の窓口負担を除いて、3つの財源によって賄うことになります。

それは、1つは保険料です。この保険料が10%。2つは、健保組合や政管健保、あるいは市町村国保などが拠出する支援金、これが40%。3つは公費となっておりますが、これが50%となっております。ただし、現役並み所得者に区分された後期高齢者は公費負担の対象とならないために、厚生労働省の試算では、制度発足時の実質的な公費負担率は50%ではなく46%ぐらい。その分支援金の負担率が44%に増加をするということになります。今後、現役並み所得者に区分される高齢者が増えることが予測されますので、実質的な公費負担はさらに低下をしていくことになります。

質問の第1は、国に対し後期高齢者の保険料負担軽減のために、公費負担の割合の引き上げを求めていただきたいと思います。いかがお考えかお尋ねをいたします。

質問の第2は、広域連合に対し保険料の軽減を求めてほしいということでございます。

保険料の設定など、直接住民にかかわる重要な決定は、広域連合で行われます。しかし、地域住民の声がなかなか届きにくいという、こういう問題があります。厚生労働省の試算

では、年金収入が年160万円の人の保険料は年間1万6,060円、300万円なら14万100円になることが試算として明らかになりました。しかし、実際には試算よりもさらに高くなる可能性があると言われております。

国は、応能割の料率が厚生労働省の想定する約7%から8%に変わると、例えば年金収入300万円の人であれば、保険料は年1万4,700円も引き上がると試算をいたしております。医療費が多い広域連合は、保険料も連動して高くなります。今、高齢者は相次ぐ増税や介護保険料の引き上げなど、極めて負担が厳しい状況になっておりますが、ぜひ保険料の軽減を要望していただきたいと考えます。いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

質問の3点目は、短期証、資格証明書の発行についてでございます。

御承知のように、例えば資格証明書の発行を受けますと、保険医療機関の窓口では、一たんかかった医療費の全額を支払い、後で広域連合から保険給付費相当額の償還を受けることとなります。

これまで厚生労働省は、例えば被爆者医療、障害者医療、結核に対する医療、さらにまた医薬品副作用の被害者の医療などの公費医療につきましては、資格証明書、短期保険証の発行対象から除外してまいりました。また、老人保健制度の対象者も、国民健康保険の資格証明書、短期保険証の対象者からも外しておりました。

ところが、後期高齢者医療制度では、この発行を保険者に義務づけております。後期高齢者に適切な医療給付を行うという、この法の趣旨からも、少なくとも実質的に無保険者を生み出しかねない資格証明書はもちろん、短期証の発行をやめるべきだと考えますが、いかががお考えかお尋ねをいたします。

さて、最後になりますが、質問の3点目。多重債務救済の相談体制についてでございます。

昨日も3番議員から質問がございました。本当に深刻な状況が進んでおります。現在、全国的には消費者金融を利用している人が少なくとも約1,400万人、国民の8.5人に1人が利用しているということになります。その中で、借り手の返済能力を上回る貸付が横行しておりまして、5件以上から借りている多重債務者は全国で約230万人と言われております。2005年の自己破産者は18.4万人と、10年前の約4.3倍となっております。

昨年12月に設置をされました政府の多重債務者対策本部は、多重債務問題が深刻な社会問題となっていることから、改善プログラムの中で、現に多重債務状態に陥っている人に対して、債務の整理や生活再建のための相談、カウンセリングを行い、その上であくま

で解決手段の一方法といたしまして、セーフティネット貸付を提供するとともに、新たな多重債務者の発生予防のために経済教育の強化を図ることが喫緊の課題となっているとしております。そして、その上で、多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まる恐れがある中で、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備強化はすぐに措置すべき課題であると、こういうふうに述べております。

とりわけ、地方自治体の役割の重要性に触れまして、地方自治体、特に市町村は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、消費者基本法上、国とともに消費者政策の担い手であることから、多重債務者への対応はみずからの責務との意識を持って、みずから積極的に対応を行うことが望まれるといたしております。さらに、市は複数の部署で住民へのさまざまな接触機会があり、多重債務者の掘り起こし、発見について期待でき、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて、総合的に問題を解決する役割も期待できるといたしております。

困窮した市民に支援の手を差し伸べ、まさに市民生活の安心・安全が確保されることが非常に大切でございます。我が市においても多重債務の相談が増加していると思っておりますが、その現状とその解決に向けた今後の取り組みをどのように進めていかれるのか、また、市民への相談窓口の周知等、どのように進めていかれるのか、改めてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問、大きく3点にわたって質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、森林、林業の活性化についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、民有林においては、木材価格の低迷、労働力の不足や高齢化により林業活動が停滞し、未整備森林が増加しております。

一方、森林は、経済的機能のほか、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全、人々の安らぎ・憩いの場など、市民生活にとって欠かすことのできない機能を持っており、今後、このような森林の持つ公益的機能を維持していくことがますます必要になってまいると考えております。

このような中、議員御質問の森林整備と林業振興への市の基本的な考え方についてでございますが、基本方針としては、森林の持つ地球環境の浄化・保守機能を尊重し、森林整備や保全管理に努めるとともに、林業の振興に向けた生産基盤と生活環境の整備を進めることが重要であると考えております。

したがいまして、森林の整備につきましては、森林の持つ公的機能の重要性や森林の果たしている役割についての啓発を図り、間伐や造林・保育の促進により、適切な整備を進めるとともに、病虫害の被害対策を促進してまいりたいと考えております。

次に、林業の振興に必要な林道の整備につきましては、現在2路線を整備中ですが、林産物の搬出、山林の管理のほか、集落を結ぶ生活道として役立つものと考えております。さらに、余暇時間の増加に伴い、市民が自然との触れ合いを求める傾向にあることから、自然と親しむことができるよう樹木の転換など、環境づくりのための事業を進めてまいります。

次に、間伐の促進についてにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、間伐は森林を健全に育成するとともに、森林の持つ多様な機能を発揮させるための最も重要な施業であります。したがいまして、継続的に間伐による適切な森林整備を進めていくことは、地球温暖化防止にもつながるものであり、国においては、森林吸収源対策として平成17年度から年間35万ヘクタールの間伐を推進しておりましたが、今年度より20万ヘクタールを追加しまして、年間55万ヘクタールの間伐を推進することとされております。

また、県においても、間伐のおくれた森林を解消し、健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、山口県間伐等推進計画に基づき間伐等を推進しているところでございます。平成18年度の間伐実績は、県全体では4,596ヘクタール、そのうち本市の間伐実績は14ヘクタールとなっております。

市といたしましては、県、森林組合等と連携し、森林所有者への管理意欲の喚起等を行い、引き続き間伐の積極的な推進に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、公共施設への地域材の利用についての御質問にお答えいたします。

木材は、再生産が可能で、環境にやさしく、健康的な潤いのある生活空間の形成に適した資源と言えます。また、木材などの森林資源が再利用されることにより、地域経済が潤い、適切な森林の整備の確保につながります。

このような中、県内においては、県産木材の利用促進運動が展開されており、公共施設の木造、木質化の推進につきましても、学校をはじめとした公共施設の建設等に当たっては、県産木材を活用し、環境や人に配慮した施設づくりが推進されているところであります。

本市においても、御存じのとおり、近年では、小野小学校の校舎や屋内運動場の建設において内装材や外壁等に県産木材を使用し、昨年度は佐波小学校の屋内運動場の建設において構造材、壁板に県産木材を使用しており、いずれも大変好評を得ている

ところであります。

今後とも県産木材を積極的に公共施設へ活用してまいりたいと存じます。

次に、林業就業者の育成についてお答えいたします。

本市においては、林業を専業とする林家は少なく、農業との兼業で森林施業を行っているのが現状であります。このため、林業就業者の育成につきましては、県、森林組合等と連携を図りながら、チェーンソー、刈払機などの小型機械の取り扱いや間伐の講習会等を実施しているところであります。

今後とも、引き続き適切な就業前の研修や現場での技術習得のための研修などを実施し、新規就業希望者が就業しやすい環境づくりに努めるとともに、林業従事者の資質の向上を図ってまいりたいと存じております。

残余の質問につきましては、生活環境部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） ただいま市長の方から基本的な考え方についての御回答をいただきました。

恐らく、森林、林業の問題について質問がされたのは初めてだろうと思います。林業が持つ非常に大事な面を今回は総論的にお尋ねをして、今後の市政運営の中で林業の果たす役割、これを十分認識をしていただきまして、このあたりの予算配分等も検討をいただきたいというふうに思いますが、全国的にも、大変自治体、厳しい財政状況の中で、森林あるいは林業にかかわる地方財政措置もしっかり活用しながら、森林整備あるいは地域材の利用の拡大、そして、また最近注目をされております森林セラピー基地づくり、こういった、まさに森林を活用して地域振興を図っていく、こういう創意ある、工夫ある取り組みを進める自治体が増えてきております。

私、考えますに、そこに共通しているというのは、この森林あるいは林業の問題を住民全体の課題として、市民全体の問題として森づくりに取り組んでいくという、こういう姿勢であろうと思います。調べてみましたら、例えば石川県金沢市などは条例制定を行っているんですね。森づくり条例を制定しております。そして、森林所有者と市が協定を締結いたしまして、森林整備と木材利用を進めていく。そして、その中で林業あるいは木材産業の再生に取り組んでいく、こういう条例をつくっていくという、こういう動きもあります。

我が市ではどうかということですが、後期基本計画の中で、森林資源の保護、育成について語られております。森林の公益的機能の重要性や森林の果たしている役割についての啓発を図るということ、これがまず第一に挙げられております。先ほどの御答弁もそうで

すが、それでは、この啓発ということが今非常に大事だと思うんですが、具体的にどのように進めていかれるのか、そのあたり、もう少し詳しく御答弁をいただけたらというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員さん、お尋ねの市民への啓発活動ということですが、まず基本的には、先ほど市長、御答弁申し上げましたように、森林の持つ水源の涵養等々含めての重要性でございます。また、近年では、針葉樹林と広葉樹林、これを混交林化と申し上げるんですが、そういった森づくりが大変必要になっておりますし、事実また進めているわけでございます。

したがいまして、森林のそういった果たす役割の重要性についての啓発でございますが、実は、平成15年から、これは市の広報等で広く一般市民の方を対象に募集を行ったわけでございますが、現在、佐波川上流に平成15年から市民や企業の方々等によりますボランティアによりまして、広葉樹の植栽、また植栽をした後の下刈り等々の作業を継続して実施しております。

ちなみに、18年度においてのこのボランティア活動の実績になるわけですがけれども、総勢百三十余名のボランティアの方が参加をしていただきまして、それも、年間5回の、さっき言いました下草刈り等々含めての作業を行ってきております。そういった実体験をしていただくことで森林への理解をさらに深めていただくという、そういった事業を継続してやっておりますし、本年度もこれを引き続いて実施する予定にしております。

それは今、市民の方々への啓発を図っていく一つのアクションではございますけれども、もう一つは、やはり森林の所有者の方に対しても森林の重要性ということはやはり啓発をしていかなければならんんじゃないかというふうに思っております。

したがいまして、森林の所有者に対しては、森林組合等々と連携を図りながら、造林、間伐、下刈り等々の事業実施の必要性についての啓発に努めているところでありますし、今後もその啓発活動を強化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 今、ボランティアのお話があったけれども、最近漁業の関係者が森づくりに一生懸命かかわっていくという、こういう動きが全国で見られます。一見関係がないように思えますが、豊かな森があればこそ、その栄養素ときれいな水で海も豊かになるということ。そしてこれは、山と海の間での農業者ともかかわってまいりまして、農業にとっても豊かな森が大事な水をはぐくむ存在であるということに改めて認識

をされてきております。しっかりとした啓発活動を行うのことの重要性、そのことを強調させていただきたいと思います。この項では、市の地域づくり、まちづくりの大きな柱として、やはり市民全体の問題として、この森林あるいは林業の活性化に力を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

2 項目目の間伐の促進についてでございますけれども、間伐の促進ということと、この間伐材の利用というのは一体的に進めなければならないというふうに思います。これも先進地をいろいろ調べてみましたら、例えば福島県では、県独自の間伐材搬出利用支援事業というのを立ち上げています。この事業の中で、間伐の促進と間伐材の利用、両方図っていくために、例えば市町村や学校法人で県産材の間伐材を利用した机とかいすを導入した場合に費用の一部が助成されるという、こういう制度をつくっているんですね。

間伐を進めていく、しかし、その間伐材をどう利用していくかということはこれからの課題であろうというふうに思いますけれども、もし市の方でこういった点にお考えがございましたら御答弁をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 間伐の促進、また間伐材を利用したの御質問でございますけれども、まさにこれは一体として、議員御指摘のように考える必要があるということとは認識しております。

したがって、今県におきましては、山口県間伐等推進計画というものがございまして、その間伐を進めると同時に、間伐材を利用するということの推進が図られているところなんですけれども、間伐材の利用にはいろいろあります。例えば、魚礁に使うという一つの方法もありますし、また土木用の資材にも使うということ、それと、御存じのようにベンチとかテーブル等々への利用が図られているところでございますけれども、それがちょっと最近では若干シフトしまして、間伐材がかなり大きな木になっているという実態があるわけなんです。これは、製材という言葉を使うんですけれども、そういったことで、製材として使える間伐材を今後は、今まで行ってきたベンチとかテーブルをつくるというふうな、そういった利用に特化しなくて、建築材に使っていくという動きが今、県の方ではされております。

そういったことで、一つの県の事業なんですけれども、優良県産木材利用住宅への助成というものが行われておりまして、これ、今、県全体では60件の実績をお持ちなんですけれども、当市では実に9件ほど実績があるわけなんです。これは、県産材の、間伐材ではありますけれども、柱として、梁として使えるような立派な木材なんですけれども、そういったものをある程度のパーセンテージ以上、家をお建てになるときに利用されれば助

成金が出るというふうな形なんですけれども、こういったことも県で行われておりますし、我が市としましても、そういった県と連携を図りながら、さらなるそういった間伐材利用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 間伐の促進、これも壇上でも述べましたように、今まさに国が地球温暖化防止対策の一環として、これまで以上に進めようといたしております。進めるに当たっては、やはり森林所有者の負担軽減などの問題も出てこようかと思えます。ぜひ現場で活用できる制度となるように取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次、3点目ですが、公共施設への地域材の利用についてですが、この公共施設の地域材の利用については、これも各地で取り組まれておりまして、例えば需要拡大の数値目標を設定しているところとか、それから、公共工事に県産材を義務づけている、こういうところもございます。具体的に市でこれから考えておられる施設等があればお示しをいただきたい。これまで小野小学校あるいは佐波小学校、私も佐波小学校の屋内運動場の中を案内していただきましたけれども、本当に素晴らしいものです。今後、市として具体的に考えておられる施設があればお示しをいただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 私から、今の件について答弁をさせていただきますが、今後、市がかかわります公共施設の建築、建設につきましてですけれども、今予定をしておりますのが市営住宅と、今後、小・中学校の屋内運動場等々が改築されますので、そういったところに県産材を使う予定にしております。

以上でございます。

もしフォローがあれば土木都市建設部長の方からお答えします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ちょっと補足させていただきますが、今、市営住宅と屋内運動場の建設に携わっている観点からお話し申し上げますと、まずは工事発注するときに、発注仕様書というものをつくります。その中に、例えば一つの、今からの例を申し上げますと、右田中の屋体の発注仕様書、特記仕様書と申しますか、そのあたりにも県内産を使うということと、西田中団地の特記仕様書をちょっと一例、読ませていただきますと、「ヒノキ、造作材及び構造材等の使用木材は県内産とし、納入時、県内産が判別できる書類等を提出すること」ということでうたっておりますので、そのあたり御理解いただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） 御承知のように、公共施設で地域材を使いますと、周辺地域で活用していく、こういう波及効果が大きいというふうに言われております。調べましたら、木材の需要量は、この県の資料では、平成17年度の山口県の森林、林業統計要覧ですけれども、木材の需要量が昭和60年と平成17年を比較いたしましたして、約3分の1に減っております。木材の地産地消と言われるように、地域材をしっかりと使っていこうというこの取り組みをぜひ市としても進めていただきたい。県でも住宅建設で住宅の構造材に6割以上、認証材を使うと助成される制度、昨年度から発足させておりますけれども、こういった取り組みも全体として力を入れていく必要があるのではないかというふうに思います。

最後に、林業就業者の育成についてですけれども、林業経営が本当に厳しい中で、困難な課題も多々あります。農林水産省が行いました森林所有者への意識意向調査、この中では、84%の方が木材の価格が安く、採算が合わないために森林の手入れができないというふうに、こういう回答を寄せておられます。林業経営が成り立たなければ、持続的な管理経営に取り組むことはできないわけですね。市だけでは進めていけない問題も、課題も多いわけですけれども、まず市から積極的に施策を打ち出していただけたらというふうに思います。

私は思うんですが、50年、100年かけて木を育てていく、豊かな森をつくるということ、ことし行った事業が即来年に、次の年に効果が出るということではございませんけれども、やはり森林、林業の活性化というのは、子どもや、そして孫や、この代に防府市の豊かな自然を引き継ぐことができる大変大きな事業であるというふうに思います。そういう意味で、長いスパンでこの自然を守るということ、この取り組みを積極的に行っていただきたいというふうに、このことを強くお願いをいたしまして、1番の質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、後期高齢者医療制度について。生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

老人医療費を中心に、国民医療費の増大に対応するため、国が進めている医療制度改革の中で、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、後期高齢者医療制度が創設されました。

山口県では、本年2月に山口県後期高齢者医療広域連合が発足し、来年4月の実施に向けて準備作業を進めております。後期高齢者とは、75歳以上の高齢者と一定の障害のある65歳以上の方が対象となり、平成20年度以降は被保険者となる方は、現在加入中の

国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に移行することになります。

議員お尋ねの公費負担の引き上げを国へ要望することですが、現段階の財源構成は、国、県、市を合わせた公費負担が50%、支援金が40%、被保険者負担が10%となっております。この公費負担の内訳は、国が3分の2、県、市、それぞれ6分の1の負担となっております。しかしながら、現時点におきましては、個々の具体的な割合や公費負担の根拠がまだまだ不明確であるため、今後の状況を見て、必要とあれば市長会等を通じて要望するなど、適切に対応したいと考えております。

次に、広域連合に対し保険料軽減を求めることですが、現在、広域連合におきまして県下統一の保険料の試算の最中ですが、現時点ではまだ保険料率等が決定しておりませんので、これも前述と同様に今後の状況を見て、必要とあれば要望したいと、このように存じます。

最後に、短期証、資格証明書の発行についてですが、現在の老人保健法におきましては、確かに短期証、資格証明書の交付はいたしてはおりませんが、今後示される後期高齢者医療制度の内容を見ながら適切に対処したいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） まず最初にちょっとお尋ねいたしますが、この後期高齢者医療制度の対象の人数、現時点で結構です。スタートは来年4月からですが、現時点でどのぐらいおられるのかお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） お答え申し上げます。

これは、ことし5月1日現在の数値でございますが、1万4,670人がこの後期高齢者、75歳以上ということで数値を把握いたしております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） この数字、今後、高齢化の中で人数が増えてくると思いますが、とにかくこの後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の健康を守るという点で非常に大きな問題、課題があるというふうに思います。

最初の公費負担の問題ですけれども、日本医師会がことし2月に後期高齢者の医療制度についての日本医師会の考え方ということで発表いたしておりますが、その中で、このように述べております。

75歳以上では、疾病の発症率、それから受療率、それから医療費、特に入院が急速に高まり、保険原理は機能しにくいと。したがって、保障原理で運営をし、公費負担割合を医療費の9割に引き上げることを提案をしていく。そして、段階的に国庫負担割合を引き上げることが大事だというふうに述べています。また、保険料は応能負担とし、一部負担金は一律にするなどの見解を明らかにしておりますが、やはり、高齢者の健康を守っていくという、こういう大きな責任といたしますか、やはり国がきちっと今後持っていくことが大事だというふうに私は考えます。そのことを強調しておきたいと思っております。もっと国の負担を増やすべきだということを強調しておきたいと思っております。

それから、次の質問ですが、県内の後期高齢者の保険料の設定が広域連合の議員12名で決められることになりました。まさに、地域住民の声が届きにくいという、こういう声が上がっておりますけれども、この広域連合の中で検討された内容とか、それから、保険料設定の作業状況などを全面的に情報公開をしていくということ、また、公聴会等の開催など、やはり県全体というか県民、もちろん市民もですが、住民の要求を反映させる場を公開をしていくということをぜひ市としても求めていただきたいと思います。そのあたり、いかがでございましょうか。お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） お答えを申し上げます。

県民に広く審議の内容等を情報公開すべきではないかというお申し出でございまして、私どもの今考えておりますこととございまして、この広域連合は、御承知のとおり自治法上の特別地方公共団体でございます。したがって、その公共団体に求められる情報公開、あるいは説明責任というものは当然留意しておるというふうに私どもも理解しております。この広域連合におきましても、情報の公開等々に対する対応というのは十分承知をされているものと、私どもは第一義的にはこのように考えております。

現時点、私どもが承知しておりますのは、情報公開の内容といたしまして、広域連合のホームページというものが開設をされております。まだ審議の途中でございまして、具体的かつ詳細な内容というものは余りまだ載っていないようございまして、今後、こういったものにもどんどんと情報が掲載をされまして、私ども防府市民に対する情報公開というのもどんどんやっていただきたいと思います。私どももこのように考えております。

したがって、今お申し越しの分は、折に触れてその情報を広域連合に対して情報提供を求めてまいりますし、また御要望があったということもまた広域連合の方にも伝えていきたいと、このように考えております。

なお、つけ加えますけれども、広域連合には、いわゆる広域連合の議会の傍聴規則とい

うものを持っておりまして、この議会の傍聴というのも可能であるということになっておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

14番（山本 久江君） その点、よろしくお願いをしたいと思います。

時間が押してまいりましたけれども、短期証、資格証明書の発行の問題についてですが、これは、本当に高齢者の健康と命を奪うようなことになりかねない大変な問題だということ指摘をしておきたいというふうに思います。ことし2月に全国保険医団体連合会は、資格証明書の、これは国保ですけれども、資格証明書の交付を受けた被保険者の受診率推計値というのを発表しているんですが、山口県の場合、受診率というのは、被保険者100人当たり年間レセプト件数がどのぐらいかということ推計するわけですけれども、一般の被保険者が803.53人に対し、資格証明書の方は13.84人と、大変な受診抑制が進んでいるんですね。医療機関にかかれなわけですよ。こういう状況がこの後期高齢者医療制度の中でも行われようとしているということは、まさに言語道断だと言わなければならないというふうに思います。強く要望いたしますが、短期証、資格証明書の発行についてはやめるように、市としても要望していただきたいということをお願いしたいと思います。

来年4月から始まる後期高齢者医療制度ですが、広域連合の委員の選出でスタートから問題が起こりましたけれども、ぜひ高齢者をはじめ住民の声が反映できるようにしていかなければならないということ強く申し上げて、この項を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次は、多重債務救済の相談体制について。生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 続きまして、多重債務救済の相談体制についての御質問にお答えいたします。

これは、昨日の山根議員への御答弁と多分に重複をいたしますが、お許しをいただきたいと思います。

まず1点目の平成17年度、18年度、多重債務の相談件数についてお答えをいたします。

多重債務に関する相談は、現在、市政なんでも相談課で生活相談、無料法律相談という形で、また生活安全課におきまして消費生活相談として受けておりまして、多重債務についての相談件数は平成17年度は88件、平成18年度は102件となっております。

次に、多重債務に関する処理方法といたしましては、相談者から事情を聞き、その解決方法の説明とともに、具体的、専門的な処理手続が必要なため、市が開設している無料法律相談や弁護士会、司法書士会あるいは昨年国により開設されました日本司法支援センタ

ーなどの専門機関である相談先を紹介しております。

3点目の市の相談窓口の充実についてでございますが、現在、市政なんでも相談課と生活安全課において職員や嘱託職員で多重債務に関する相談を受けておりますが、現行の職員体制での対応を基本といたしまして、国により本年4月に示された多重債務問題改善プログラムによる対策の動向を注視しながら、どのように窓口体制を充実すべきか、研究をしてみたいと思っております。多重債務の相談は、踏み込んだ内容が聞き取りがたい面がございますが、これまでも可能な限り丁寧な事情の聴取を行い、解決に結びつく方法の助言を行うようにいたしてはおりますが、今後さらに努めてまいりたいと考えております。

最後に、市役所の関係課に多重債務相談窓口の案内表示やパンフレット配置、市広報掲載などにより市民に周知し、多重債務者への働きかけをしたらどうかという御質問でございますが、これまでも他課で相談中に多重債務者であることがわかった場合には、その課の職員が誘導いたしまして相談を受けたケースもございます。今後とも、関係課への窓口案内やチラシの配布、あるいは市広報や消費生活、消費相談に関する啓発活動のパンフレット等への掲載などにより、市民への周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

14番（山本 久江君） ただいまの御回答の中で、市広報等で多重債務の問題や窓口を市民に知らせていくということでしたが、ぜひこのことはお願いをしたいというふうに思います。

昨年7月に愛知県の岩倉市の市広報紙で、多重債務に陥ったらすぐ相談をという特集記事が掲載をされまして、この市の内外から大変注目を集めました。広報では、「多重債務者になってもほとんどのケースは解決可能です」と、こういうふうに特集記事では訴えているんですが、貸金業者のほとんどが利息制限法の上限を超える灰色金利で営業していることや、過払い金返還請求などの解決方法を詳しく説明して、そして、被害者の会とか、あるいは弁護士会などの連絡先もこの広報には載せているそうです。

こういう取り組みが私、ぜひ必要だというふうに思いますが、各家庭に配られる広報がなぜいいのかということをちょっと改めて申し上げたいんですが、多重債務に陥った方は、相談先とか解決策があることを知らず、情報収集すらできずに一人で悩んで、そして悲惨な結末を迎えてしまう場合すらあるわけですね。だから、市内のほぼ全戸に配布されるこの市広報なら詳しく伝えられる、こういう役割があるというふうに思います。ぜひ市広報

でこの問題を取り上げていただきたいということをお願いをしたいと思います。

ところで、政府の多重債務者対策本部の有識者会議が全国の1,830の市区町村にアンケートを行っております。多重債務者への支援をどのように行っているか、こういうアンケートなんですが、自治体の取り組みで最も多いのがほかの相談機関等への紹介で、94%の自治体が行っているんですね。ただ、ほかの相談機関等にみずから連絡をするという自治体は9.3%にとどまっております。さらに、紹介したほかの相談機関等への相談に同行していくと、こういうふうな答えをした自治体は0.7%しかございませんでした。

さらに、解決方法ですね、任意整理でいくとか、特定調停、あるいは個人再生・破産等、こうした方法を検討、助言すると答えた自治体が21.5%にとどまっております。特に、いわゆる引き直し計算を行う旨のアドバイスをしている自治体というのは13%ということで、今後の行政の取り組みが非常に大事だというふうに思いますが、時間がありませんけれども、非常に大事なことで申し上げますが、今、盛岡市、昨日も3番議員が御紹介をされました。この盛岡市が大変積極的な活動を行っておられます。盛岡市は御承知のように人口29万人です。そして、消費生活相談資格を持った5名の相談員、そして職員4名が相談に当たっておられます。相談の対応をどのようにしていくのかという報告がされております。これを少し紹介したいんですが、すみません、私、時間何時まで。

議長（行重 延昭君） 11時半まで。端的にお願いします。

14番（山本 久江君） 非常に大事な点を少し。こちらでは、多くの自治体が個人の借金問題への行政の対応として、弁護士会等相談窓口を紹介するという、こういうやり方をとっているんですけども、ここでは基本的にそういう対応をしていないんですね。理由は3つあるというんです。その一つは、せっかく勇気を出して相談に来た市民の気持ちをそぐことなく、その決意をくみ取りながら一気に解決の道筋をつけてあげた方が市民にとって親切だからと、こういう点。それから、2つ目に、ほかの機関を紹介しても、確実にその窓口に行くかどうかわからない。敷居が高いとか費用がかかるのではという意識から、せっかくの決意がそがれる可能性があるということ。それから、何よりもこの相談者がさまざまな問題があることが多く、市役所の中で解決できることが多いために、トータルサポートを考えた場合に市役所で相談を受けた方が合理的に処理できると考えているから、こういう3つの理由でしっかりと相談窓口で対応できるように努力をされているということが紹介をされておりました。

ただいまの部長の御答弁では、相談員は基本的には増やさず、現状のまま相談窓口の充実ということを考えておられるということでございましたけれども、私ども、相談員を増

やすことも含めて、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

また、相談窓口の環境の整備も、ひとつ相談しやすいような環境となるように、このこともあわせてお願いをいたしまして、ちょっと時間超過となりましたが、大事な問題ですので、早口になりましたけれども、お願いをしておきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、9番、松村議員。

〔9番 松村 学君 登壇〕

9番（松村 学君） 皆様、お疲れ様でございます。明政会の松村でございます。

蒸し暑い季節になりました。夏といえば、やはりビール、そして防府名産のハモがおいしい時期になります。この夏、防府名産のハモが消費拡大され、本当に全国にとどろいていただきたいなと、こう願っております。それと同時に、用心をしなければならない季節でもあります。夏には台風が数々発生いたしまして、防府市は台風被害に本当に悩んでおります。その辺を十分留意されまして、被害をなるべく縮小していただくよう執行部の方の皆様には努力していただきたいとお願いいたします。

それでは、通告に従い、安心・安全のまちづくり、本市の高潮対策についてお尋ねいたします。

我が国においては、東海、東南海、南海地震など、大規模地震発生の切迫性が指摘され、甚大な被害の発生が想定されているところであり、平成16年12月に発生したインド洋大津波は、改めて津波被害の恐ろしさを我々に認識させるものとなりました。

このような中で、平成17年3月に国交省は津波対策検討委員会にて取りまとめを行いました。その提言では、今後おおむね5年以内に緊急的に対応すべき具体的な対策として、津波や高潮の災害から地域を守るため、堤防等の開口部である水門、陸閘の自動化、遠隔化など、管理体制の強化が明示されているところであります。しかしながら、水門等を津波到達前などにいかに安全かつ迅速、確実に閉鎖できるかについての考え方を示したガイドラインが存在しないことから、平成17年10月から水門・陸閘等管理システムガイドライン策定委員会を設置し、その設備、体制、運用、管理等を改善・構築する上での指針として、津波・高潮防災対策推進の一環として平成18年3月に策定されました。

また、2006年政府予算においては、国民の安全・安心の確保として、自然災害への対策費を拡充し、緊急的な津波・高潮対策を強化、壊滅的な被害から人命を優先的に保護する観点から、津波・高潮危機管理対策緊急事業として44億円が新規に計上されました。

このように、我が国においての自然の災害、津波・高潮対策に向けた取り組みはますます強化され、各自治体としても管理体制、防災体制の整備は急務であります。

さて、我が郷土防府市の取り組みとしてはいかがでしょうか。本市においては、市民の生命と財産を守るため総合計画後期基本計画において、安全で安心な市民生活の確保として、堤防の補強・改良、海岸における高潮・波浪対策を充実させ、海岸護岸の基本的見直しとともに、第一線堤防の改修についての強化の必要性が明記されています。

平成11年の台風18号の床上・床下浸水、漁港海岸においては、向島368件、西浦68件、中浦32件、富海95件、牟礼25件という甚大な被害により、平成12年7月には設計潮位、波浪計算値など、潮位の見直しが行われ、県としても平成12年の海岸法の改正により山口県海岸保全基本計画を策定されたところであります。本市においては、平成14年から護岸工の見直しが行われ、海岸保全施設整備事業により向島、西浦、中浦と、護岸かさ上げ、樋門、鋼管防波堤などの整備が年次的に行われ、現在、富海地区においては、先ほど申し上げた新規事業の津波高潮危機管理緊急対策事業により陸閘・樋門・護岸改修がされているところであります。

御存じのように、津波・高潮の被害は生命の危機に直結しており、高潮対策は海岸沿線に住まれる方々にとって最重要のライフラインであります。ゆえに、安心・安全な生活の市民ニーズがいよいよ高まる昨今において、本市にとっても津波高潮対策は急務であります。

そこで、1点目の質問ですが、今日までの海岸保全に関する整備状況はどのようになっているのか、整備が完了している地域においても一部破損、十分な整備に至っていない地があると地元の方々から聞いているが、今後どのように対応していくのか。また、今後の課題として樋門の管理体制についてお尋ねいたします。

本市には、漁港海岸では陸閘・樋門が148、設置され、49人の方にその管理を委託しています。災害時にこの樋門の開閉は大変重要な作業であり、一部閉め忘れによって地域一帯への浸水を許した例もございます。ゆえに、その責任は重大であり、樋門管理者の多大な御負担になっていることは間違いありません。また、高齢化の問題も重なり、担い手不足の問題もあります。現在も一部の地域において受け手がないと聞いていますが、今後、市としてこの問題をどのように解決されるのかお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、本市の海岸保全整備については、現在、富海と牟礼地区を残すだけとなり、一応の整備のめどが立ってきたところです。これまでに両地区からは再三の要望、陳情が市に寄せられていると聞いています。長年、津波・高潮におびえて生活されてきた方々にとって、安心の兆しが見えてきたところだと思います。

そこで、市当局におかれましては、今後の全地区整備完了までの具体的スケジュールについてお示ししていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市の海岸は、平成11年の台風18号によって甚大な被害を受けました。このため本市では、高潮等による被害から海岸を保護し、防護し、住民の生命・財産を守るため、海岸事業を継続的に行っております。

御質問の海岸保全に関する整備状況と今後の課題についてでございますが、国や県の補助により、漁港海岸高潮対策事業等によって堤防の補強、かさ上げ、樋門や陸閘の整備を順次進めているところでございます。

また、施設の管理は所管の担当部署で行っておりますが、樋門や陸閘の点検、開閉については、地元関係者に委託しております。しかしながら、高齢化により漁港区域の関係者の減少もあり、管理人の選定に苦慮されている地区もあると思われまます。このため、陸閘の統廃合を行うとともに、迅速で確実に閉鎖できるよう、樋門の電動化や陸閘のアルミによる軽量化等の整備を行い、管理人の負担の軽減を図っているところでございます。

次に、未整備地区についての対応とスケジュールでございますが、漁港海岸の整備につきましては、被害の状況による緊急度を勘案して、平成13年度から逐次整備を開始し、平成17年度までに向島、西浦、中浦の3漁港の工事が完了しております。

また、本年度から、富海漁港海岸の陸閘を中心とした整備を津波・高潮危機管理緊急対策事業で行う予定になっております。牟礼漁港海岸につきましては、富海漁港海岸整備事業が完了し次第、事業に着手する予定となっております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 先ほど御答弁にもありましたが、漁協の方に海岸保全施設の点検等を委託されておるといことでございますけれども、市としてはやはり定期点検、大規模なものに対してはやはり行政の力、技術力というものが要るんじゃないかなと思っておりますけれども、そういう意味では、市として定期点検、またそのパトロール等々されておるのか、そして管理されておるのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員おっしゃるように、市としてももちろん点検には努めております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 具体的にはどのような感じでやられているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、お話がありましたように、地元の関係者の方に日常の管理は委託をしておりますので、年間でいいますと、5月、7月、9月等の定時に、そういった地元が点検された報告を受けながら、そういった報告の中で精査しながら、我々の方でまた出向いて行って点検をすると、そういったことをやっておる次第でございます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） そうやって点検されたときに、やはり破損がある場合というのはすぐに対応され、特に今からの時期というのはすぐに対応しておかないと大変なことになるとは思いますけれども、そういうふうに取り扱ってよろしいんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 大規模な改修・補修になりますと、また大きな予算化が伴いますけれども、通常の補修であれば、直ちに対応して機能の整備に努めておる次第でございます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 海岸保全施設は、海岸線に住む人たちのまさに命綱でございますので、これから台風の時期に差し掛かってきますので、くれぐれも整備と、また管理徹底の方をよろしく願いたいします。

次に、樋門管理についてでございますが、以前同僚議員が平成17年の一般質問で、樋門管理者を招集して、年に1回ぐらいは緊急時の防災訓練をしていった方がいいんじゃないかと。また、人をこうやって集めて、また悩みの相談とか、そうすることによってまた意識、防災意識、またその樋門の管理というものに対する意識、こういうものが高まっていくから、こういうことをやっていった方がいいんじゃないかという問いに当時土木都市建設部長さんが推進していきたいというような御答弁もございましたが、その後、どのようになったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員お話がありましたのは、一般質問でそういった御質問があったのははっきり記憶をしておるわけですがけれども、そのときのお話の陸開・樋門といいましても、やはり漁港にある分と農林関係と、また港湾関係等々も含めて

多種多様にわたっておるわけでございますけれども、さきの議会でお話があったのは、たしか農林関係の樋門だったと記憶しておるんですが、その点につきましては、各地区にこれも管理人さんを委託しておるわけですけれども、一堂に会してということがなかなか困難でありましたので、また現行の農林関係の樋門なんですけれども、みんなベテランの管理人さんということもありますので、もう一度操作等々のマニュアルをうちの方で整理をいたしまして、それをお送りいたしまして、疑問点をまた返していただくというようなことをいたしまして、管理における周知徹底を図ってきたところでございます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 先ほど、質問された方が農林部のことだけじゃないというふうにおっしゃっていましたが、ここにもそのように書いてあるのを私も確認いたしましたけれども、やはり全体的に樋門を管理するという作業は一緒だと思いますし、たしか警報みたいなのが出たら、関係者に連絡をとって、今からそういう作業をしてくださいというような伝令をして、皆さんが一斉にそういうのをやっていくようなスケジュールになっていると私は聞いておるんですけれども、やはり同じように考えて、マニュアルを作成されるのもいいんですが、やはりそういう意識を高めていかんと、やはりやる人をつくっていかないけんと思うんですよね。実際に今、向島の方でも一部、受け手がいないので、市の方が行かれておるといような話も聞いておりますし、そういうのを考えていけば、もう少し、高齢化も進んでいますし、やはり漁協の方も高齢化が進んで、若い、漁業をする方も減ってきておりますし、そうしたら、今度、だんだんそういうのが続いてくると、今度、若い人が10個も20個も樋門を管理するような状況になってきたと、これはやれませんか。そうなったときにどうするんかということもやはり考えて今からいかないけんと思うんですよね。その辺のところちょっと御答弁していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。難しいですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 先ほど市長も答弁の中で申し上げましたように、今、地区に御協力をいただいている管理人さんも確かに高齢化が進んでおります。そういったことで、なるべく、樋門においても陸閘においてもしかりなんですが、操作が簡単で余力を要しないという、要するに省力化を図る必要があるかと思えます。したがって、アルミの材質を使つての門扉をつくり直すとかというような方向で取り組んでもおりますし、また、きょうび考えますと、不必要な陸閘の部分もあるわけなんです。昔、例えば10ほどそれが必要であっても地区の住民の方等々が減少した関係で、もう10は要らないよと、半分の5つでいいんじゃないのという地区も、例えばの話出てくるわけですね。

そういったことも含めながら、そういった統廃合も進めていくということで、なるべく管理人さんの人数も減らしていくし、省力化も進めていくというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） それとまた、今、委託料をちょっと見ると、簡単に計算したんですが、今49人とおっしゃいましたが、1人当たり大体3門ぐらい委託されて、年間の委託料が1万3,920円ということでございます。すごい安いですよ。やはりすごい、この水門の開け閉めというのは、私も直に聞きましたけれども、地元の方々も不安なわけですよ。絶対やってくれよと、こういう中で、簡単な作業ではありますけれども、忘れてきたときとかの責任の重さというのは、それは計り知れんわけでございます、そういうのも考えれば、私は、以前同僚議員もおっしゃったように、そういう協議会みたいな、協議会というか、そういう防災訓練の場をつくって、ちょっと日当的な、寸志のような謝礼を出してやっていただいて、とにかく長く続けていただけるようにやはり努力していただきたいと、こういうふうに思います。これは要望しておきます。

それでは、一応あと関連いたしまして、これは要望にいたしますけれども、海からの水に対しては大まかな整備が行き届いているんじゃないかと思えます。ただ、潮位が満潮時にあるとき樋門が閉まっていると、山手から下ってくる水がはけなくなって、オーバーフローしていく、内水排除の問題が各地区にあるというふうに私は聞いております。この問題を根本から解決するには、ポンプ場をやはり設置するしかないみたいで、用地費用から設置に至るまでは数億円から10億円ぐらいの規模になると。単独では非常に難しい、こういうふうに聞いております。

現在は、今、向島とか中浦とかは、水中ポンプとかポンプ車、民間からリースして対応しておるということですがけれども、状況によってはリースができなくなるような状況もある、危惧されるということでございますので、できましたら関係機関に、できればポンプ場をつくってもらうのが一番いいですけれども、強く要望していただいて、また、既存施設の、ポンプ場を自家発電にしたりとか、ポンプ車等のツールの確保、こういうものを改善策を早く市としても協議していただきたい、これを今要望しておきます。

それでは、次、未整備地区の対応とスケジュールについてでございますけれども、まず初めに、市長さん、よく地区懇談会とか行かれて、いろいろこういう高潮の要望というのはよく聞かれていると思えます。そこで、また台風災害のときも現場の方に行かれて、陣頭指揮されたというようなことも聞いておりますけれども、やはり市民の生命に直結する問題をまず優先的にいち早く解決してこそ、市長さんがよく言われる安心・安全の防府市がやはりできると思うんですけれども、市長さんの高潮対策についての御所見というか、

御認識というのをちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 自然災害というものはいつ何時やってくるかわかりませんし、昨今の異常気象の状況ですし、海面水位も上がっているというふうにも聞いております。ひたすら異常な災害が起こらないことを祈りながらも、万が一被害を受けた場合には、年次計画のもとに、先ほど答弁でも申し上げましたが、逐次整備を行ってきておるところであります。ようやくにして平成11年の被害の対応が来年、再来年ぐらいで完了できるのではないかなと、こんなふうに思っております、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 今まで、高潮事業をやっていくときに、市としてはデータをつくって、それをもとに概算要求等々されていっておるということでございますけれども、そのデータというのは、やはり市が調査等々してつくっていかなくちゃいけないわけですが、今後、今までどういった流れで、何年度にどの地区でどのような調査をされてきたのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問の件でございますが、大まかに答えさせていただきます。ちょっと詳しくいきますと、これだけで1時間たとうかと思っております。

今、18号、要するに平成11年以降ということで解釈するわけですが、11年の台風の教訓を受けまして、それぞれ向島地区をはじめとして整備に入ってきたわけですが、その前に、今おっしゃるように、いわゆるハード工事に入る前にいろいろな調査をいたします。これは業務委託をかけてやるわけですが、ちなみに、向島での工事では13年度に、西浦では14年度、中浦では15年度に、また、最近では、西浦漁港の整備のときには16年に、また最新の、今、富海でございますけれども、17年にそういった中心になるのが波浪の計算をいたします。それによっていろいろ、平易な言い方をしますが、つくるべき堤防の高さ、強さみたいなところを構造計算していくようになりますので、その波浪の計算を含めた、そういった事前調査を行うということでございます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 市から、高潮の漁港事業計画というのをいただいておりますけれども、今、聞きますと、照らし合わせましたら、大体翌年にはその補助事業の採択を受けて事業着工されています。大体年度ごと、切れのないような流れで今、本当にうまい状態で整備が進んでいるのではないかなと思います。実は、今回の津波・高潮の増額補正によっ

て、私、この富海のことはちょっと聞いておったんですが、大体工期が21年までの予定だったんですけれども、1年ほど短縮したそうでございます。

そうなりますと、再来年ぐらいからは牟礼地区にかかっていけるような状況になってくるのではないかなと思いますけれども、今までの流れでいくと、20年の概算要求にかかっていけて、21年の事業着工という感じになるんですけれども、うまくいけばですけれども、市としてはこのようなタイムスケジュールで考えられているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 年次の言明はいたしかねますが、その辺は賢明なる松村議員さんでいらっしゃいますので、御賢察をいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 賢明じゃございませんが、ありがとうございます。そんなに思っていたいたということに感無量でございます。

大体今まで流れとしては、大体2年ごとぐらいのスパンで地区に移られているような感じですので、ぜひとも、牟礼も本当に津波がすごい地域でございますので、これは平成16年度の災害復旧事業の被害状況をちょっといただいておりますけれども、中浦漁港は大体4,000万円ぐらいで、次に牟礼漁港が1,270万円ぐらい、あとは向島が247万円というような感じでございますね。

つまり、漁港の整備が終わったところというのは大体被害が少ない、こういうふうに聞いております。となりますと、中浦は今ひどいみたいですけれども、牟礼もすごくひどいんですよね。そうなりますと、やはり本当に200キロぐらいある石が海岸からぼんと飛んできて屋根に落ちたりとか、逆に100メートルぐらいちょっと海岸から離れているような地区墓地に落ちこちて、墓地が全部ごちゃごちゃになったというような話もちょっと聞いておるんですよ。非常に危ないと思うんですね。

そう考えますと、やはりなるべく早くやっていけるような準備を市としてもちょっと考えてほしいなと、このように思うんです。ぜひとも20年度の概算要求に間に合うようにまた資料を作成していただいて、とにかく関係機関の方に働きかけをしていただきたいと思います。

最後になりますが、ぜひとも市長さんにもう一言いい御答弁をいただきたいなと思うんですけれども、当然、各関係機関に働きかけながら補助事業採択というものをやはりやっていかなきゃいけません。市長さんは安心・安全、非常に旗印を掲げておられますから、ぜひとも早く、命がなくなるような危険性、そういうふうな災害、その対策、そういうも

のに本当に全力で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、水害で苦しんでいる牟礼地区の皆さんに一言ちょっと、その辺、市長さんの意気込みをよろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） これまでどおり肅々と、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） 我々は、市長さん、松崎という街なかに住んでおるから、なかなかわからないんですけれども、本当、海沿いに住んでいる方々は本当に別世界ですね。私も実はヘルメットをかぶって1回行ったことがあるんですけれども、上から水を浴びるは、下からは海の水が、家の中から吹き上げてくるんですよ。このような状況がまだ防府市にあるんだと、これはひどいなと。私、ちょっとその水をなめてみましたけれども、塩水です。つまり、海の方からどこか水みちをつくって、水がたまって、多分どこかの家からぼんと噴き上げているんじゃないかなと思うんですね。市長さんも実際に現場に行かれたと聞いておったんで、大体そういう状況も御存じなのかなと私は思ったんですが、とにかくひどい。ひどいという一言で済ましちゃいけませんけれども、とにかくいつ死んでもおかしくないような状況です。そんな200キロの石が頭の上に落ちたら間違いなく即死すると思います。そういうふうな状況はまだこの防府市に残っていますので、ぜひとも市長さんには力を注いでいただいて、そういう状況だけはないような、安心・安全のある防府市をつくっていただきたい、これを要望いたします、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、9番、松村議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩いたします。

午後 0時 4分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、28番、田中議員。

〔28番 田中 健次君 登壇〕

28番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、小学校給食についてであります。

去る4月13日の教育民生委員会所管事務調査で、小学校給食について、今後の運営の

あり方についての検討が示されました。それによれば、「小学校給食については、退職者状況を配慮しつつ、児童数と栄養士の配置を考慮しながら、調理・洗浄・清掃・配送部門を委託へと移行していく」とし、そして、「児童数が少ない学校及び調理室の老朽化が激しいところについては、共同調理場及び親子方式を検討していきたい」としています。

さらに、委員会では、「小学校給食運用経費比較」という表が示され、自校方式の場合、親子方式を最大4校取り入れた場合、新たにセンターを建設し平成24年度から11校の給食を実施する場合の3つのケースに分け、その運用経費を平成28年度まで比較し、親子方式を採用した場合に運用経費が最少になる試算をしております。

また、この資料では、来年度から2校については民間委託を始め、再来年度は5校と順次その数を拡大していくことも示されております。来年度民間委託する計画の2校については、審議の中で華城小学校と中関小学校であることが明らかにされました。

また、この5月1日に市ホームページに更新された第3次行政改革後期計画平成19年3月22日現在でも、小学校給食について、1年前の第3次行政改革後期計画では触れていなかった民間委託について、平成20年度に小学校給食を2校を民間委託、平成21年度にはさらに3校を民間委託し、合計5校を民間委託する計画が示されていますし、自校調理場方式、もしくは一部共同調理場（親子）方式で実施すると表現し、これまで記載されていたセンター方式を消しております。

このような形で、小学校給食について今後の運営のあり方が行政内部で計画の変更が進められています。しかし、こうした内容は、市民に対して明確に示されておらず、多くの市民は今後の小学校給食のあり方については知らされていない状況にあります。

そこで、以下3点について具体的に質問をいたします。

第1に、改めて今後の小学校給食の運営とあり方についてどう考えているのかお伺いいたします。

第2に、民間委託についての考えをお伺いいたします。

昨年9月から、中学校給食が給食センターで民間委託により開始をしました。しかし、当初からさまざまなトラブルによる苦情を保護者から伺います。民間でできることは民間での掛け声のもと、これまでさまざまな分野で公共に対して民間参入が進んできました。しかし、介護保険のコムスンに見られるように、利益追求主義が本来やらなければならない業務をおろそかにする懸念が広がっています。食育が重視される近年の状況からは、むしろ直営による給食が求められているのではないかとと思いますが、民間委託についての考えをお伺いいたします。

第3に、市民への情報提供をすべきではないのかという点についてお伺いいたします。

市民に対しては、市広報の2003年（平成15年）5月1日号で、「今後の小・中学校給食の推進について」で、小学校は給食センターを3棟建設して進めるとの計画が掲載され、また、同じころに小・中学校の保護者向けに配布された「今後の防府市の小・中学校給食について」というA4で4ページの配布物には、「小学校給食は共同調理場（センター）方式へ移行します」との見出しでセンターへの移行が説明されています。ところが、これらの内容の変更については、市民、保護者に対して行政の側からは今日までほとんど知らされておられません。

今後の小学校給食のあり方について、市広報や保護者への配布物などで情報提供をし、説明していくことが必要ではないかと思いますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、環境行政についてであります。

6月5日は「環境の日」、6月は「環境月間」であります。防府市のホームページには、「環境の日」と「環境月間」の説明とともに、「夏のエコスタイル・エコドライブキャンペーン」と、「CO<sub>2</sub>削減、ライトダウンキャンペーン」が紹介されていますが、取り組みはまだ大変弱いように思います。

防府市は、昨年3月に地球環境問題を含めた環境の保全に関する計画として「防府市環境基本計画」を策定し、昨年9月に計画書として刊行しました。今後は、この「環境基本計画」に基づき、環境のさまざまな課題に取り組みられていかれると思います。今年度は、市長の施政方針等で示されているように、「環境家計簿」を作成し、家庭における二酸化炭素排出の削減を目標に取り組みを進められると思います。

また、地球温暖化に関しては、気候変動に関する政府間パネル、IPCC第4次評価報告書作成のため、3つの作業部会の報告書がことしの2月から5月に公表され、温暖化防止のため2050年にCO<sub>2</sub>半減が必要との新聞記事が掲載されました。6月6日から8日に行われたドイツ・ハイリゲンダムサミットでは、温室効果ガスの排出削減が最大の課題として取り上げられ、閉幕しました。

このような大きな流れの中で、これまでの防府市の環境行政の動きを見ると、他市に比べて取り組みが遅かったり、また、防府市を魅力あるまちとするため、残された豊かな自然を生かすことなども必要であり、幾つかの課題があるように感じます。

以下、4点について質問をいたします。

第1に、今後の環境行政について、重点施策をどう考えているのか、改めて市のお考えをお伺いいたします。

第2に、「環境家計簿」の取り組みはどう進めるのかお伺いいたします。防府市の環境

行政の本年度の目玉としては「環境家計簿」の取り組みが挙げられると思いますが、どのような取り組みを進めていくのかお伺いいたします。

第3に、環境学習についてどう考えているのかお伺いいたします。

これまでの防府市の環境行政において、環境学習、環境教育の体制づくりが弱いように思います。国レベルでは、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が2003年（平成15年）、議員立法により成立、さらに、2004年、平成16年10月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を定めております。

また、山口県では、1999年（平成11年）3月に、山口県環境学習基本指針を策定し、環境学習プログラムの作成・活用、指導者の育成、民間活動への支援などに取り組んできています。2005年（平成17年）3月に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を踏まえた改定作業も実施されました。

お隣の周南市では、周南市温暖化対策地域協議会が「しゅうなん環境学習支援プログラム」を既に作成しております。防府市においても、環境学習プログラムの策定などの取り組みが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

第4に、総合的な環境行政を進めるために、現行の「室」から「課」への格上げが必要ではないかと思いますが、市のお考えをお伺いしたいと思います。地球温暖化防止のための活動などを積極的に進めていくとなると、「環境家計簿」をはじめ環境学習など、さまざまな手法が必要になってきます。そうしたことを考えると、防府市の環境行政を担うスタッフの数の少なさに唖然といたします。

今年度は、環境保全室として室長以下3名が取り組んでいるわけですが、さらに担当者を増やし、「環境政策課」へと格上げをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、環境行政についての御質問にお答えいたします。

昨年策定した「防府市環境基本計画」は、「元気に住める環境づくり～恵み豊かなふるさとの環境を“より良好な”ものとして将来の世代に引き継ぐために」を基本目標に、「地域の環境にやさしいまちの実現」など、5つの長期目標と「地球温暖化防止の促進」など、3つの特に重点とすべき施策を定め、具体的な取り組みについて示したものであります。

環境問題は、私たちの日々の暮らしに深くかかわり、家庭で、地域で、職場などで問題解決に進んで取り組むことが大切となります。そのため、社会を構成するすべての主体の意識を高め、共通の認識に立って取り組みを進めることが必要となります。

このため、環境基本計画をホームページに掲載しておりますが、周知徹底並びに一層の理解と協力を得るため、A4版8ページ観音折りの概要版を7月に全世帯に配布することとしております。

主体別、行為別の個別環境配慮事項の推進につきましては、市民向けに日常の家庭生活における省資源・省エネルギーなど、地球温暖化防止を主体とした「環境家計簿」による環境に配慮したライフスタイルへの見直しの推進を、また事業者には、製造業と締結しておりました公害防止協定から、業種にかかわらず循環型社会を構築する上で地球温暖化防止の上で必要と認める事業所等と環境保全協定の締結に向けて説明会を開催し、事業活動に起因する公害防止はもとより、資源・エネルギーの効率的利用などの推進により、環境への負荷の低減に取り組んでまいります。

なお、公共事業及び行政事務につきましては、環境保全率先実行計画推進委員会の機能を充実し、担当課における点検、指導を行うとともに、積極的な推進に取り組んでまいります。

2点目の「環境家計簿」の取り組みにつきましては、5月末に発表された2005年度の温室効果ガス排出量で見られるように、家庭部門は全体の13.5%ではあるものの、基準年比でプラス36.7%と著しく増加をしております。このことから、私たちの日常のライフスタイルを変えることへの小さな取り組みの積み重ねが重要であることから、当面5,000部を作成し、各種団体及び希望者に対し、モニター的な形で8月から配布を行い、使い勝手や記載内容等についての御意見を集約し、そして、修正したものを最終的には全戸に配布したいと考えております。

なお、今年度中には、エネルギー等の利用量を記入すればCO<sub>2</sub>排出量が集計できる形でホームページに掲載することとしており、エコライフの実践の輪を広げてまいりたいと考えております。

3点目の環境学習につきましては、環境の中で生き、その恵みで生活していることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることを理解することが重要であり、環境学習が必要となります。現在、国において我が家の環境大臣、こどもエコクラブなど、また、山口県においては、「地球となかよしアクション21」などのエコライフの実践支援制度が数多く実施されており、これらを有効に活用しながら、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に

基づき、本市の自然的・社会的条件に応じた環境学習プログラムの策定、実施については教育委員会等の関係機関と連携・協働し、取り組んでいきたいと考えております。

最後の総合的な環境行政を進めるために「室」から「課」への格上げをしたらどうかということですが、環境行政は従来地域環境の汚染の防止に加え、環境への負荷の少ない循環型社会の形成、地球温暖化対策としての温室効果ガス削減など、地球環境の保全、各種環境情報の収集・提供など多岐にわたっており、かつ地域の特性にも大きく左右されます。現在、専門職員3名で対応しているところですが、「室」から「課」への格上げについては、今後求められる環境問題への取り組みの変化の推移等を見定めながら検討していきたいと考えております。

小学校給食の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 先ほど壇上でも申し上げましたけれども、6月は環境月間ということで、私はちょうどこの6月議会、3年続けて環境の問題を取り上げさせていただいております。そうした中で見るときに、少し我が市の環境行政の取り組みがおくれているんじゃないかということ懸念をしておるわけでありまして。今の市長の御答弁の中で、7月に環境基本計画の概要版を配布するだとか、あるいは「環境家計簿」を近々配布するという形で、今年度の取り組みが進んでおるということで、若干は安心をしたわけですが、しかし、まだまだではないかという気がするわけです。

少しよその市の取り組みを述べながら、ぜひ検討していただきたいということを求めていきたいと思っております。

市のホームページ、先ほど言いましたように、「夏のエコスタイル・エコドライブキャンペーン」という形で、こちらの方は山口県が進めておるものですが、冷房時の設定温度あるいはクールビズだとかいうようなことがありますし、エコドライブでは、駐停車時はアイドリングストップをしよう、エンジンを切る習慣をつけようということで、昨年この議会でも私、言いましたけれども、交差点などで5秒停止するということであれば、エンジンを切った方が環境にもやさしく、ガソリンの消費にもお得だということで、私もできるだけこれを実行するようにしておるわけですが、例えば岩国市は、そういったことを市民がみずから宣言をするという形の、宣言するそういう書類を市の方に出すと、それに対してステッカーをくれると、こういったような取り組みなどもしております。そういったことなどをぜひ参考にいただければと思います。

それから、「環境家計簿」については、先ほどの取り組みを大方わかって、了解をするわけですが、今年度中にはホームページにも出したいということですが、県

内の下関や岩国では、もうこういった形でホームページに出して、そこに出ればできるといようなものが示されておりますので、ぜひこの辺も積極的に取り組んでいただければと思います。

それから、3番目の環境学習についてですけれども、山口県の環境学習基本方針、これは17年3月に改定をされて、それが県のホームページに示されております。それと同じような形で、周南市では、「しゅうなん環境学習支援プログラム」という形で、今、私の手元にあるものは、周南市温暖化対策地域協議会という形で、事務局は周南市の環境政策課の中にあるんですが、そこがつくった指導者向けと、それから、子ども向けの2種類のそういったプログラムという形で、環境学習するための、指導者用にはワークシートだとか、いろいろなそういったものを、一つのこういう形で環境学習をやるという、一つの教科書的なものがつくられております。先ほど教育委員会と一緒にそういったものはつくりたいということの御答弁がありましたのでぜひお願いをしたいと思います。

それと同時に、私自身もちょっと不勉強で、こういう法律があるということをご今回一般質問するに当たっているいろいろ調べておる中で気がつくようなことで、恥ずかしいわけですが、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」というのが、これは議員立法でできております。この法律ができた後、各県と政令指定都市には文部科学省と環境省の担当の課長名で、法律の施行についてという形で文書が出ておりますけれども、平成17年2月25日に文書が出ておりますが、これによりますと、法律の第6条で地方公共団体の責務というのを定めております。各地方公共団体の区域、自然的・社会的条件に応じた施策を策定し実施するよう努めるという、これは非常に抽象的な責務ですが、それから、都道府県及び市町村の方針、計画等ということが法の第8条にあります。これによって都道府県または市町村は環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を策定し公表するように、これは努めるものとするという形で、努力規定になっているんですけれども、こういったものに合うような形で、先ほどの県の環境学習指針が出されておるわけですが、こういったものが、努力規定ですけれども、市段階でもそういった計画、あるいは方針をきちっとつくりなさいということがこの法律であります。

それから、法の第10条では、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育という形で、雇用する者に対してそういった環境保全の意欲の増進または環境教育を行うよう努めるということですから、これは市長が市の職員に対してこういったことをしなさいということをご法の中で、これは努力規定ですけれども、この中に定めておるわけでありまして。同時に自治体は、民間団体、事業者に対して、そういうことを指導・支援するということがご法律の中で定められておるわけでありまして。

そういった意味で、この点について、防府市としてこういった指針だとか計画といったものについて、何かお考えがあるのかどうか、この点ちょっとお伺いをしたいと思います。今後検討するということになるかもしれませんが、ひとつその点御答弁をお願いしたいと思います。

それから、4番目の総合的な環境行政を進めるために「室」から「課」に格上げをするということは、当然人を増やすということですが、そういうことについての質問ですが、ぜひこれは積極的に前向きに検討していただきたいと思います。防府市と合併前に同じ人口規模であったような、あるいは若干人口が多いような市について調べてみました。

岩国市は、防府市と一緒に岩国市の環境というものを環境対策係がつくって、今までどおりの環境対策ということを、当然このほかに狂犬病の犬の登録だとか、墓地だとか、そういうことのあれもしているんですが、その関係に職員が4人今おられます。そのほかに独自に地球温暖化対策室というのを設けられて、これだけで3人の方が職員がおると。防府市の場合には、3人の職員で防府市の環境というような、そういうものをつくるようなそういった業務、あるいは公害防止協定のことまでやっているわけですが、そういうことをやらない地球温暖化対策室というような、それに専念するような職員が3人いるということです。そういう形で、やはり岩国市は防府市よりも進んでいるんだろうと思います。

周南市においては、環境政策課がありますけれども、環境政策課の中は環境係と生活衛生係。生活衛生係は犬の登録だとか、あるいは墓地・墓園だとか、もう少しほかのこともありますが、環境係が課長補佐以下8名という状況です。

それから、山口市は、環境保全課という形の中で、その中の細かな係までについてはちょっとわかりませんでしたけれども、環境保全課全体で18名の職員がおられるということです。

それから、宇部市については、環境共生課、それから生活衛生課という形で環境関係の職員がおられますが、生活衛生課が一般的なそういうもので、環境共生課、宇部は環境共生都市というふうにホームページのトップページにも出てまいりますが、環境共生課という形で取り組んでおられる職員の方が十余名おられると。

下関市は環境政策課で13名という形で、どう見ても防府市の今の環境保全室3名というのが、若干、今言った市はみんな防府市よりも人口が多いところですが、防府市はそれだけ職員が優秀で、やっているということなのか、防府市の環境関係の職員の方が皆さん優秀な方であるということは私も存じておりますけれども、しかし、その優秀な職員でもやはり3名では、そういった幅広い環境行政がこなせないというのが現状ではない

かと思えます。ぜひこの辺は、新年度については前向きに、今から十分その辺検討いただけないかというふうに思えます。

それで、総合的な環境行政ということでいくと、先ほど言いました環境学習ということは、やはりこれは大いにやらないといけないと思えます。周南市は、先ほどのようなプログラムをつくったり、周南市のホームページを見ていただくとわかるんですけども、周南市は、環境首都コンテストというのがありまして、これに応募をされた。74自治体のうち37位という真ん中辺の成績なんですけれども、参加した74自治体というのは、非常に環境に自信があって、環境のことをしっかりやっていくという、そういう自治体です。

環境学習について、例えば周南サテライトカレッジという形で、これは県立大学と一緒にやるような形のものですが、昨年、防府市も生涯学習のまちづくりのサテライトカレッジがありましたけれども、周南市は、昨年は、環境問題の9回にわたるサテライトカレッジがありました。私、そのうち6回に参加をしてお話を聞いたりしてきましたけれども、9回参加した人たちは、市のそういった環境推進の人材として登録をすると、そういうふうなカレッジをやって、その人たちを人材として登録して、それで市の環境行政を進めると。昨年は基礎編という形でありました。私は9回のうち6回しか行けませんでしたので、残念ながら、周南市さんのために人材登録するということはありませんけれども、今年度は応用編という形で、それをまたさらに進めるような形でされております。周南の環境教育はこんなような形であります。

それから、下関については、下関は御存じのように、環境マネジメントシステム、防府市議会でも以前に同僚議員が質問したことがあります。ISOの14001という環境マネジメントシステムがあります。ISOというのは、これは国際的なそういった規格でありますから、これは環境だけではなくて、いろいろなものについてあるわけですが、私たちが中学生のころには、ねじがISOねじとJISねじというのを覚えておりますけれども、そういった国際的な環境規格で、下関市さんはISOの14001を取られている。市内の大手企業などでもこういったISOの14001を取っているわけです。ただ、ISOの14001というのは、非常にこれは膨大な作業量を要する。書類をつくるだけでも、積み上げたら私の身長ぐらいになるというようなお話を聞いたことがあります。

そういうものに対して、それはISOの14001というのは国際的には非常に評価の高いものなんですけれども、環境省が中小企業でもできるようなそういった環境マネジメントシステムという形で、エコアクション21というものをつくって一つの指針を示しております。

山口県立大学は、昨年このエコアクション21を大学としてたしか全国で初めてだったと思うんですが、取得をされました。下関市のホームページを見ると、エコアクション21ということを導入セミナーという形で、市内の中小企業に対してエコアクション21をとりましようという形でセミナーをして、それを紹介するというようなことをしております。こういった環境マネジメントシステムというものを自治体あるいは民間の企業を含めて、地域的に向上していくということは一つの課題ではないかと思えます。

それから、先ほど環境首都コンテストというのを周南のときに言いましたけれども、山口県内でこの分野で一番進んでいるのは、環境共生都市というふうにもみずから言っております宇部市です。宇部市は、この環境首都コンテスト、昨年度は周南よりももっと、2006年度は宇部市は総合で第5位、地球温暖化防止部門では2年連続第1位という形で、これはさまざまな市が進めている環境についての分野、1つ目がアジェンダ基本計画、2つ目が環境マネジメントシステム、3つ目が情報公開、4番目が自治体環境基本行動、5番目が自治体交流、6番目が総合化予算、7番目がパートナーシップ、8番目が環境学習、9番目が自然環境保全、10番目が健全水循環、水が健全に地域の中で循環するということですね、それから、景観形成、それから、交通政策、温暖化防止、ごみ減量化、環境産業推進、こういった全分野にわたるような幅広い視点、NPOがこれを主催しているわけですが、そういう形の中で、市の行政を評価してもらい、こういった取り組みをされておられるわけです。そういった点から、非常に防府市の環境行政ということがおくれしておるんじゃないかということも改めて思いました。

ところで、防府市では、残された自然といいますか、そういったものもまた豊かにあるわけであります。例えば、つい先だって、ソラールの主催でモリアオガエルの観察会がありましたけれども、小野地区では個人のお宅などでモリアオガエルが産卵するということもあるようで、そういった情報がソラールにも寄せられているということをお聞きしましたし、ソラールの研究年報などを見ますと、小野地区には湿地があって、非常に珍しい生物があるというようなことが研究企業に報告をされております。防府の魅力づくりという点でも、そういったことを進めていただくのはどうかと思えますので、ぜひそういったことも今後御検討願いたいと思えます。

長くなりましたけれども、ちょっと先ほどの長い名前の法律ですが、「環境の保全のための意欲の推進及び環境教育の推進に関する法律」の6条、8条、10条のあたりについて、防府市としてもう少し具体的なお考えがあるのかどうか、あればちょっとお答え願いたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 数多くの再質問でございましたので、私の答えられるところはお答えをしたいと思います。まずもって、環境月間でありますこの6月に、3年にわたって6月議会で環境問題に御質問をされておられますことに敬意を表す次第でございます。

市といたしまして取り組んでおりますのは、御存じのとおり、ノーマイカー・カジュアルデーというものを私は市長就任直後から提案をいたしております。たまたま本日がその水曜日でございます。私も自転車で役所へ来たところでございますが、公共交通機関をなるべく利用するように、あるいは徒歩、あるいは自転車で役所へ通おうということで毎年実施をいたしておりますし、どれだけの効果が上がってきたかについても数値的に把握をきちっといたしているところでございます。

ことほどさように、今の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の中の6条、公共団体の責務、意欲というものにつきましては、わずかではございますが、早いうちから取り組んでいることを申し上げておきたいと思っておりますし、また、佐波川の水質保全条例も議会の皆様方の御協力の中で、数年前に条例制定もいたしておるような次第でございます。合併新市におかれましては、たくさんの職員の数が急激に増えておりますから、その職員をどういうふうに配置していくかということで知恵を絞られ、いろいろなことで人数も多いのかもわかりませんが、私どもは、逆に少数精鋭の中で実の上がる取り組みで取り組んできたところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、室から課への昇格といいますか、格上げにつきましては、これからますます環境への課題が多くなってまいりますことが予想されますだけに、課の再編も含めてよく検討してみたいと、このように考えております。

残余の御質問につきましては、担当の部長から答弁をいたさせます。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 私の方からは、先ほど御質問の環境学習支援プログラムの策定についてお答えを申し上げます。

非常に長ったらしい法律名でございますが、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」というものが議員おっしゃるとおり制定をされております。私どもも環境教育の重要性というものは十分認識をいたしておるところでございます。

ただ、ただいま環境基本計画の周知徹底、あるいは二酸化炭素の排出削減を目的とした家庭向けの環境家計簿の普及とか、さらには、事業所から排出されるいわゆる環境負荷の低減対策といった、多岐にわたる環境問題への対応を私どもの内部では現在抱えておるところでございます。

先ほど、当市におきましては、こういった環境問題への取り組みが非常におくれておる

という御指摘をいただきまして、大変私どもも申しわけないなと考えておりますけれども、この環境学習支援プログラムにつきましては、今、そういった事情を抱えておりまして、すぐに策定というのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに私といたしましては考えておりますけれども、今後、本市に必要となる具体的な取り組みの内容等、教育委員会とか、ほかの関連部署と連携、連絡調整をとりながら策定の必要性があるというふうに認識をいたしておるところでございます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 市長はきょうはノーマイカーで来られたということで、私自身はそのことを知らなくて車で来てお恥ずかしい次第でありますけれども、防府市が環境への取り組みがおくれているということの指摘は、これは執行部の責任だけではなくて、当然そういうことを問題にしてこなかった私たち議員の責任でもあろうかと私は思います。ぜひその辺について、今後積極的に取り組んでいかれるというような決意というのか、そういうことを先ほどからの御答弁で感じました。ぜひ私自身も前向きにいろいろ政策提言していきたいと思っておりますので、今後とも頑張っていきたいと思いますということで、この項については質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、小学校基本計画について。教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、小学校給食についてお答えをいたします。

初めに、小学校給食の今後の運用のあり方についての御質問にお答えをします。

小学校給食につきましては、平成8年に発生した病原菌O-157を教訓に、当時の文部省から学校給食衛生管理の基準においてドライシステムを導入するようにとの指導がなされたところであります。これを受け、本市におきましては、各小学校の給食調理室をドライシステムに改築しなければならなくなりましたが、経費等を考慮して、小学校給食のセンター化を検討してまいりました。

しかしながら、平成15年3月、文部科学省の基準改定によりまして、ドライシステムのみでなく、現在の給食調理室でのドライ運用を図ることも可能となり、自校方式で調理できることとなったところであります。

防府市教育委員会では、平成16年12月議会での議員の御指摘を受け、再度検討することとしたところでございます。

次に、民間委託についての考えはどうかとの御質問にお答えをいたします。

自校方式を進める場合、給食調理職員の退職者不補充の方針の中、これまで臨時職員を雇用しながら、国が定める調理員配置基準により市内小学校では50名体制で運用してい

るところでございます。このうち、市給食調理職員が平成20年度には21名となり、各小学校への給食調理員の安定した体制としての配置ができなくなりますので、平成20年度は小学校2校の調理業務を自校方式で委託する予定としております。

平成21年度以降につきましては、順次可能な限り自校方式での委託を進めつつ、児童数の推移及び給食調理室の老朽化等を考慮しながら、民間委託による自校方式と直営による自校方式及び小野小・中学校と同様の親子方式による共同調理場方式を検討していくこととしているところであります。

また、民間委託による業務内容につきましては、調理業務や食器等の洗浄業務、給食調理室の清掃業務を民間事業者に委託するというもので、献立の作成、食材の発注や品質検査、でき上がった給食の検食等につきましては、各学校の栄養士等で従前どおり行うものでございます。民間委託による学校給食の質や安全性の低下を危惧する声もありますが、これまでと同様に校長及び栄養士が指示・監督する中で調理業務を委託するものでありまして、懸念されることはないと考えております。

最後に、市民への情報提供をすべきではないかとの御質問ですが、防府市教育委員会といたしましては、ことしじゅうにPTAなどの関係機関と小学校全保護者あてに基本的な考えをリーフレット等でお知らせするとともに、平成20年度に調理業務を委託する該当小学校2校には個別に保護者の皆様並びに教職員に説明をする予定でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 簡単な問題からまずいきますけれども、市民への情報提供ですけれども、以前にやはり市広報でされているわけですから、どれぐらいの記事になるかは別にして、考え方の問題、それから、前にはセンターを3つつくるということがあったわけですから、その辺については市広報でやはりひとつきちっとしていただきたいということを述べておきます。

それから、民間委託の問題ですけれども、民間参入ということについて、先ほど、これは給食とは違う介護保険で、コムスンの話ですけれども、コムスンの後、どこが譲り受けるかということで、ニチイ学館と、今、ジャパンケアサービスを中心とする団体とワタミの連合体と、2社が候補に挙がっておるということですが、今言ったコムスンとニチイ学館とジャパンケアサービスというのは、昨年11月、東京都が監査をして4億円を超す不正請求があったと、返せというふうに東京都から言われて、今回のコムスンの問題の発端となったところです。そういった同じ穴のムジナのような企業が後の利益を求めているというのが今の介護保険の状況だと思いますが、学校給食もそういうふうにならない

ようにぜひこれは考えていただかないといけないと思います。

技術だとか、熟練だとか、そういうものがきちっと伝承、その職員のの方に伝わっていくということが非常に大事だと思うんですね。今、中学校のセンターは調理などについては単年で入札していくというような形のことが出されています。配送が5年ですよ。そういう形ですと、3年ごとに何らかのそういう最初のころのトラブルというのが、今のセンターについても最初のころに保護者の方からいろいろな苦情をお聞きしました。私は最初のうちだからといって、むしろなだめるようなことを言ってきたんですけども、ただ、3年ごとにそういうことが各学校で起こったりというのも非常に困るわけです。

それで、一つ提案ですが、全国を見ると、市の外郭団体、例えば財団法人学校給食協会、あるいは学校給食公社、この近くでは福岡市がこういうシステムをとっておりますし、少し前ですけども、私が行政視察に行ったところは、豊田市がこういうことをしております。そういう形で、人件費の削減をしながら、しかし、同時にそういった技術というのが、何かそういうものをしていくと。

それから、新たな取り組みとして、NPOでそれをやっているところが新潟県十日町市です。ここは、雪の里というNPOが平成16年、これは随分規模の小さなセンターですけども、620食程度のセンターを委託をしています。それから、平成19年、ことし4月から新たに1,350食のセンターを追加して委託を受けるということが出ております。そのホームページを見ますと、受託を行う理由という形で、民間業者の利益の追求による給食の質の低下や安全性の確保を危惧する声が多く出されておるということでそういうことになっているだとか、それから、こういう形の受託で、最小限度の経費で受託できるだとか、そういったメリットがこの中に述べられています。

それで、今、心配するのは、民間委託でどこかの民間の方が来られても、よそから来られて、現地で実際に調理する人は採用するにしても、半分、経験のそんなにない方が採用されると、そんなことになるのがちょっと心配なので、中学校の今のセンターについて、どんな業者の方が最初の入札のときに来られたのか、業者の名前はいいですから、どうところが所在地だったかなど、わかればちょっとお教え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 中学校の給食センターの調理の関係の入札の時点では、全部で6社ほど応募がございまして、その中でほとんどが県外、2社が中国事業部としての周南市あるいは中国支店としての山口市という形のものが2社ほどございまして、そのほかについては、ほとんどが広島、1社は福岡でございまして、そういったような営業所でございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） そういう形で県外の方が、業者が変わるということになると、本当にそこで3年ごとに人が変わるような形で、技術だとか、熟練というものができの  
かどうか心配であるということで、それで、ぜひもう1年先延ばしをすることが現職の調  
理員さんの人数でいくとぎりぎりできるんじゃないかと思います。ぜひ民間委託というも  
のを1年先延ばしをして、私が言ったようなことなども選択肢の中に入れて検討して  
いただきたいと思います。

あわせて、その選択肢の中に、私が先ほど壇上で言いましたけれども、4月の所管事務  
調査で、自校、親子、センターで、3つで比較をしておりますが、私はちょっとこれを見  
ながら、そしてちょっといろいろな資料をめぐりながら、もっと安い、お金がかからない  
方法があるのではないかと思う方法が一つあるんですが、それはちょっと間違っているか  
もしれませんが、それは、直営で新採の職員を雇う方が委託より安くつくんじゃない  
か、こういうふうにならばちょっとこの表を見ながら、ほかのデータを見比べながら思っ  
ております。その方が経費が多分安いんじゃないかと。退職された方の賃金と、新しく、  
新採で雇う人の賃金、それから、委託をするそれなりのベテランの人が入っているとい  
う形になろうと思いますが、その辺もあわせて検討して議会の委員会なり、適当な機  
会にお示し願えればと思います。

それから、最後に、通告していない内容なので、要望にとどめておきますが、大道  
地区についてですけれども、今、大道中学校はセンターから運んでおります。大道に  
ついては、今年度、体育館の計画ということで検討が始まっております。ぜひでき  
れば、よくよその学校では体育館と一緒に給食室があるというのもありますので、  
そういうことを検討の中に入れながら、大道については、小野や富海と同じよう  
に周辺部でセンターからの距離が遠いわけですから、親子でできないかというこ  
とを検討いただくということを強く要望しておきます。

以上で質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、28番、田中議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、23番、山下議員。

〔23番 山下 和明君 登壇〕

23番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問いたします。

最初は、公営住宅についてであります。

公営住宅法の目的は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足

りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、その法の規定に基づき、市町村は国の補助を受けて建設し、低額所得者の住宅不足を緩和する必要があると認めたときには、公営住宅の供給を行わなければならないとされております。

市営住宅の今後のあり方については、公営住宅ストック総合活用計画によって、建て替え、改修が行われていきますが、これからの住宅施策の課題は、ニーズに合った住宅の確保と質の向上であります。しかし、公営住宅の供給と管理についてはさまざまな問題があり、そうした問題を検討し、住宅施策を再編していく必要があると思います。

そこで、3点ほど質問いたします。

1点目は、浴室・浴槽の設置場所がない、かなり以前に建築した古い市営住宅、松原団地の一部と八王子団地、本町団地に何棟かあります。ふろが設置できない、これらの市住に入居している者に対し、どのような対応策が講じられていくのかお伺いいたします。

2点目は、市営団地では、環境美化を目的に、決められた月の曜日にボランティア清掃として敷地内に捨てられたごみや周辺の草を指定袋に入れ、集積場所に搬出したしております。しかし、これらのごみの搬出処理については、住宅課で車を準備し対応していますが、同じ焼却場へ持ち込まれるものですから、クリーンセンター側で通常的生活一般ごみとして取り扱い、対応が望まれますが、当局の御見解をお伺いいたします。

3点目は、草刈りは基本的に団地内の入居者で対応していますが、建築年数が経過している団地においては、数年前と比べ入居者年齢が高齢化しつつあり、特に危険な急斜面の草刈りには苦慮されております。例えば、大内団地では、以前はそうした箇所も入居者で対応していたが、今は年に1度管理者側で草を刈りますが、その後2度の草刈りは業者に有料でお願いしていると伺います。そうした入居者の手で作業することが危険な箇所については、管理者側で草刈りの回数を増やすか、何らかの対応で考慮すべきだと思いましたが、当局の判断をお伺いいたします。

次は、観光行政についてであります。

観光行政は、主に観光施設の整備や保護、そして、情報の発信であります。例えば、温泉、文化遺産、自然公園等の整備、保護、それにかかわる道路、交通アクセス、駐車場等の整備、そして、宿泊施設、休養施設といったように広い範囲で施策が求められるものであります。

そこで、道の駅設置について質問をいたします。

ここ数年増えてきた道の駅の定義と機能についてであります。地域の創意工夫により

道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能をあわせ持つ休憩施設、そして、必要施設は24時間利用可能な駐車場、駐車場台数はおおむね20台、そして便所、便器はおおむね10基以上、そして、設置電話、そして、道路及び地域にかかわる情報を提供する案内コーナーがあるものであります。御承知のように、県道防府環状線の延長事業も牟礼方面が平成21年度には完成の運びとなっており、同県道の利用車両は増加すると考えられます。

また、平成23年には、山口県で国民体育大会が開催されます。それに合わせて新体育館の建設も予定され、今後ますますスポーツセンターを中心に車と人のにぎわいが見込まれます。

そこで、三田尻塩田記念産業公園はスポーツセンターに近く、同県道沿いでもあり、観光案内、情報発信をしていく立地条件に適していると思います。道の駅を三田尻塩田記念産業公園東側「憩の森」約270坪に併設し、道の駅として登録できれば、それだけで多くの利用者に観光情報の発信ができます。道の駅設置については、平成11年6月議会で質問をいたしておりますが、当時の部長からは、工場立地法の関係があることが明かされ、売店などの設置については関係団体と協議を進めたいと明言されてはいますが、その後、いかがでしょうか。前向きな取り組みを望むところであります。御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、観光行政についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、観光行政には、観光施設の整備や観光資源の保護、そして情報の発信等、幅広い範囲での施策が求められるものであります。

本市は、海、山、川などの豊かな自然に恵まれ、歴史的・文化的遺産等、さまざまな潜在的富を有しており、それぞれが持つ魅力や価値を点から線へ、線から面へとつなぎ、市の内外へ広くPRしていくとともに、観光ホスピタリティーの向上に努め、防府市全体のイメージアップを図り、「行きたいまち・住みたいまち」づくりを進めていきたいと考えております。

さて、議員御案内のとおり、県道防府環状線の整備事業も平成21年度末には牟礼の旧国道2号と接続される予定であり、開通後は防府市南部を横断する幹線道路となります。沿道には、企業の工場群や三田尻塩田記念産業公園、防府スポーツセンター等の施設があり、さらには、平成23年には山口国体が開催されますことから、今後ますます人の集まるエリアになることと思われまます。

そこで、三田尻塩田産業公園東側の鶴浜緑地に道の駅を設置してはとの御提案でございますが、平成11年6月の議会で同様の御質問をいただき、当時は当該緑地が工場立地法上の緑地であるため、難しい面がある旨お答えをしております。

その後、山口県条例が制定され、必要とされる緑地・環境施設面積の割合が当時の25%から15%に緩和されるなどしており、緑地の利用は可能であると思っておりますが、都市計画法上の用途地域が工業専用地域であることから、道の駅の必須であります物品販売や飲食店の設置は非常に困難であると考えておるところであります。

現在、回遊性と滞在時間の増加に向け、観光施設などをネットワークで結び、市全体としての観光振興につなげていきたいと考えておりまして、その中で、当面は質の高い観光資源で集客力でも群を抜いております防府天満宮、周防国分寺、毛利氏庭園のあるエリアを重点整備エリアとして位置づけ、「歴史を活かしたまちづくり計画」による散策ルートの整備等と連携し、平成21年度完成を目指して拠点となる施設、「まちの駅」の設置を予定しているところでございます。

御指摘の三田尻塩田記念産業公園周辺につきましても、英雲荘・御舟倉跡とともに本市の南の拠点の一つとして重要であると考えておりますので、今後、防府市全体の観光ネットワークの形成の一環として、この周辺がどのようにあるべきかを含め研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長、生活環境部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 先ほど壇上でも申しましたように、平成11年6月議会で同様の質問を提案し、投げかけさせていただいておるわけですが、壇上でも申しましたように、このたび私も、要するに緑地帯の緩和策が講じられているということで、当時は非常にパーセント的にも25%ということで、非常に困難な100%困難な状況ではないとは思っていましたが、そうした措置が緩和されてきたということで、可能性があるのではないかという思いでこのたび質問したわけですが、この通告をした後にわかりましたことは、建築基準法、用途地域において工業専用地域であるということで、こういった道の駅、いわば飲食を伴うものとか、また物品を販売することはできないということで、すり合わせのすり合わせというとおかしいですけども、打ち合わせの中でそうしたことが判明したわけであります。

私は、一言申したいのは、平成11年6月以降、市長とやりとりしました。それで、当時、教育委員会所管から当時の経済委員会所管というか観光課の方に所管がえがなされたということで、そのときにあわせて前向きな市長の御意見もあったわけでありまして、私

もそこを核にしてBSの、ブリヂストンのフェンスを活用してバラを植えてはどうか、また、この三田尻塩田記念産業公園の前が荒地になっております。せっかくブリヂストン工場の前、立派なさくら通りができております。そうした延長をお考えになられて、そこを観光の名所、スポットにしてはどうかというふうに投げかけたわけでありまして、前向きな市長さんの受け取り方だったわけでありまして、しかし、今回の質問になって、道の駅についてはいわば、先ほど申しました建築基準法上、そうした施設については非常に厳しいということが判明してきたわけです。その間、検討がなされたのかなと。ただ、この議場でやりとりだけで終わったのかなというふうに受け取らざるを得ないわけでありまして、その点、市長、どのように受けとめていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今の山下議員の御指摘は、いろいろな意味でごもっともな御指摘だと思って拝聴しております。と申しますのも、いろいろな事柄につきまして、私は正直申しまわっているいろいろな指摘を市長部局にはおろしておりますが、なかなかその返事が返ってくるのが遅いうらみがございまして、なかなかスピード感が乏しいことをこの数年、感じているところでございます。

ただいまのお話につきましても、当時の土木部長が周辺の企業と相談をするなり何なりして、前向きに考えたいというような答弁をいたしたようでございますが、その後、そのような動きがあったのかどうかも、私は正直申しますが報告を受けておりません。

したがいまして、先ほどの壇上の答弁で、後段で申し上げましたが、英雲荘や御舟倉跡、あるいは、すぐそばに大会所跡も今度はゆっくり御散策をいただきやすい環境になってきておりますので、そしてまた、スポーツセンターも今の予定では道路沿いに建設されることとなり、となりますと、より多くの方々が新しいスポーツセンターにお見えになれるわけでもありますので、一つの南の観光のエリアとして、スポットとして十分考えられるところではないかというふうに思っておりますので、壇上でも申し上げましたが、防府市全体の観光ネットワーク、ルートの形成の一つの中に必ず入れ込んで研究をさせていただきたいと思っておりますので、お許しをいただけたらと思っております。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 今、市長が申されましたように、質問に対して、また答弁に対して、お互いがいわば議事録に残るほどの重要なやりとりをしておるわけでありまして、対応ということ、やはり的確な、どう言いますか、指示なり、またはそれに伴う回答をできる、できないを、今、市長申されたようにスピード感が乏しいというような表現をされましたけれども、まさしくこの案件についてはそのような感がしてなりません。

やりとりがどんなにスムーズにいても、その後の対応がなければ何だったんだろうかということになるわけでありますので、よろしくその辺は今後、お願いをしたいというふうに思います。

今、市長の方からも、答弁の中にもありましたけれども、「まちの駅」の設置ということで、本年度400万円の調査費がついているということで、これは調査費ということで、まだ場所は未定ではありますが、大体設置されるエリアというのはあのあたりだなということはわかります。その目的についても、観光の発信であり、観光のネットワークづくりを、いわば核を北に設けたいというお考えが、今、進行しているわけであります。

後段、市長が言われたように、このスポーツセンターのゾーン、エリア、確かにスポーツを中心としたゾーンですけれども、環状線が、県道が開通すれば、多くの車も利用できます。平成23年には、国体の誘致ということで、多くの人が来られるわけであります。ですから、そういうことを考えれば、時間をかけて検討してしまえば間に合わなくなるわけでありまして、いいチャンス到来と私は思うわけでありまして、北の観光発信拠点、そして、南の発信拠点はやはりあのエリアから考えられていいんじゃないかなと。

私は、これは一つの案ですけれども、今の武道館、また、市民プールがある南側の広い駐車場がありますよね。あれは準工地だろうと思います。あれだけの駐車場があるわけでありますので、そうした場所も検討をしてもいいのではないかなというふうに考えておりますので、よろしく、前向きな北の「まちの駅」、南の道の駅的なものを、発信基地を設けていただきたいと、このように要望してこの項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、公営住宅について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方から、市営住宅についての1点目、浴室のない市営住宅についてと、3点目の市営団地内での危険な箇所での草刈りについての御質問にお答えいたします。

1点目の浴室のない市営住宅についてでございますが、市営住宅のうち八王子住宅、本町住宅、松原住宅の一部におきまして、浴室としてのスペースは設けられておりません。これらの住宅は昭和20年代から30年代にかけて建設されたものでございますが、当時は近隣にも銭湯があり、利便性もあることから、設計基準に含まれていなかったものと思われまます。しかしながら、近年の社会情勢等の変化で、市内でも銭湯の一部が閉鎖されるところもあり、不便を感じておられることは承知しております。

この対応策として、現状の建物に浴室スペースを確保する方法がありますが、間取りの関係上、確保は困難な状況にあります。また住み替えにつきましても、公営住宅法では、入居資格として、「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」が要件となっ

ておりますことから、生活上の不便による理由で他の市営住宅への住み替えは認められておりません。

御指摘の市営住宅は、防府市公営住宅ストック総合活用計画に基づき建て替えを予定しており、住み替えの対象となりますので、その際は入居者の要望を十分にお聞きした上で対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の市営団地内での危険な箇所での草刈りについてお答えいたします。

市営住宅の敷地内で法面の急勾配等による危険な箇所につきましては、入居者の除草作業は困難という観点から、原則として年1回の除草作業を業者に委託しております。しかし、大内団地では、年1回の除草以外に入居者の御負担による除草を行っておられることは承知しております。また、草の成長防止策としまして、御提案のコンクリート張り等の方法も考えられますが、法面に隣接して民家があり、雨水等の自然流水の障害も危惧されますので慎重に検討する必要があると思われまます。

今後も住宅敷地内の平地部分の除草・清掃につきましては、入居者の方々にお願いすることになりますが、危険箇所の草刈りにつきましては、状況を考慮した上で回数、時期の再検討を図り、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目については、生活環境部長でお願いします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、続きまして、市営住宅の清掃ごみの取り扱いについてお答えを申し上げます。

現在、クリーンセンターにおきましては、一般家庭から排出される生活ごみを決められたルートに従いまして定期的に収集をいたしておりますが、市営住宅の入居者が清掃活動をされて生じた草木等を一時期に多量に排出されますと、クリーンセンターが現在行っております一般家庭の生活ごみ収集に支障を来すおそれがあることから、これまで協議により施設管理者であります住宅課職員にクリーンセンターまで搬出してもらっていたものでございます。しかしながら、今後は私どもクリーンセンターの収集方法に工夫を加えることによりまして、クリーンセンターで収集を行っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 最初に、市営住宅において、浴室がない、ふろが設置できない、市住の対応策についてであります。八王子団地につきましては、市住というのは1棟ということで、3年前までは銭湯がありました。明星湯というのがあったそうです。

今は廃業しておられて、八王子団地の市住の入居者の方は天満宮の下の銭湯及び桑山、おふるがありますけれども、その方に、遠いけれども、たまに行っているということで、先ほど申しましたように、この入居していらっしゃる方については、やはり建物が古いということもあって、ずっと入居をしていらっしゃる方が多くて、高齢化しつつあるということで、寒いときとか雨天なんかは大変だと、不便をしているということであると。設置しようにも設置の場所がない。シャワーをつけようにもシャワーのつけよう、防水というんですか、そうしたことも兼ねると大変な、どちらにしても建替計画の中にもあるという、そういう投資もできない。果たして今のニーズに、市営住宅としてのニーズというか、今のこの時代に合った住宅であるのかないのか、部長、どのようにこの点について認識しておられるのか。本当に大変だと、口だけではなく、どういうふうに認識しておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 入居者に対して、高齢化等になって、その辺の市営住宅へのニーズということで時代にそぐわないことは思っております。私も学生時代、ふるののない生活をしたわけですが、そのときには、私の方は台所がたまたまついておりましたので、そのあたりで温水等でしたこともあるんですが、今、八王子住宅と本町住宅、これも24戸、24戸あって、八王子住宅19世帯おられまして、本町住宅は12世帯おられるということで、それと、松原住宅にも20戸の管理戸数があるわけですが、14世帯が住んでおられます。それで今、八王子、本町住宅につきましては、入居停止を今かけておるから、こういう入居世帯になっております。

今後、ストック計画によりまして、西田中団地に25戸、建設する予定でおります。これは、19年度着手して20年度完成ということで、本町と松原についてはそれが完成しますと入居希望の方については住みかえができるという状況にあります。したがって、それ全体が12世帯と14世帯、これが全部希望者が入られたとしても、少し空きがあるわけですから、そのあたりの時期にまた八王子住宅にお住まいの方で御希望を聞きながら、その辺の希望は聞いて、その辺の早い対応もしたいとは考えております。そういうことで、私も冒頭申しましたように、ふるが、遠くまで行かないといけないということは御迷惑をおかけしていることは承知いたしております。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 部長、要するにストック計画の中で、西田中住宅が平成20年11月に完成予定、25戸できると。本町住宅の人が今24戸中12世帯いらっしゃると。この12世帯の方と、今、桑山がこれ撤去ですよ、1棟ほど。こういった方々

を含めると21戸の方が西田中へ、いわば権利として生じるわけですよ。差し引き4戸ですよ。その4戸に対して、今、八王子の方が、24戸ありますけれども、19世帯、入っていらっしゃるわけでしょう。この時期に合わせて、今、考えたいというようなことを申されましたけれども、間違いありませんか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今、21戸ということで、4戸しか空きがないということですが、今、本町、松原住宅、住まわれておられる方が西田中団地が建設が完了した後に住みかえができますよといった場合に、家賃等が上がってくることも関係します。そのときに、住居者の方が本当に西田中に私は住みますよという方が全員であれば今、21戸ということになります。そのあたり、全員が住み替えされるかどうか、ちょっとそのあたりはまだ未確定の要素がありますので、そのあたりで余計空けば、またそれだけのお話もできるという形で、先ほどの冒頭での公営住宅法という絡みもありますので、今の時点で現に住宅に困窮していることが明らかなものがあることで、生活上の不便による理由ということで、その不便を訴えるだけの住み替えは認めておりませんので、そのあたりを考慮しながら住宅のストック計画と絡めて、その辺で公営住宅法を守りながら進めていかないといけないということがありますので、なるべく拡大解釈はしていきたいとは思いますが、その辺の方の御理解はよろしくお願いしたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） ありがたい話か、拡大解釈していきたいという回答をいただいたわけでありましたが、今、八王子団地、本町団地についても、入居を停止しておられますよね、今申されたとおりで。建て替え、また撤去計画、いわば簡単にいうとストック計画の中にも近々、今の西田中が終わると本町、本町が終われば八王子も撤去ということでストック計画の中にあるわけであり。しかも、入居していらっしゃる方がいわば高齢化しておられるということもあるわけであり。

そこで、今、部長が申されました防府市の市営住宅の設置及び管理条例、これは公営住宅法に基づいてこういう条例が設置してあるわけであり。質問しますけれども、公募の例外、もしくは入居者資格の特例で対応できないのかと。今、拡大解釈をしていきたいという、いつの時期に拡大解釈をしていかれるのか知りませんが、この条例、特にこの公募の例外ということは、一般申し込みじゃないということですよ。これ、5条ですけれども、「市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。1、災害による住宅の滅失、2、不良住宅の撤去、3、公営住宅の借上げに係る契約の終了、4、公営住宅建替事業による公営住宅の除却」、飛ばしま

して、「7、現に公営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと」、そうした者が公募の例外にできるわけですね。

それと、入居者資格の特例ということで、これは7条ですけれども、公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用度の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においてはと、要するに申し込みができるという、この条件においては、それを拡大解釈をしていかれるんだろうと思うんですよ。この条例がある以上、かなりの年数がかかるわけでありまして、この条例には適用していくことができない場合、特に、今、公募の例外、7に挙げました既存入居者または同居者が加齢、年をとられて日常生活に、身体、年をとればどうしてもそういう機能というものが、衰えはあります。この加齢という、これは年的には何歳ぐらいのことを言われるんですか。こういった形で、ここで私は、八王子住宅に今入居している方の中に、例えば、全部がじゃなくて、移転の希望者に対して一般公募か高齢の特例で適用することができないのかなと。ストック計画の中にもあるわけでありまして、どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほどの防府市営住宅設置及び管理条例の第5条、公募の例外ということで、ずっと1号から8号まであるわけですが、その中の7号につきまして、先ほどの既存の入居者または同居者が加齢ということの年齢は何歳かということでございますが、この加齢ということが人によってちょっと違って、いろいろまちまちということで、何歳と申し上げることはできないと思うことと、この7号の拡大解釈はできないかということでございますが、きょうここに臨むまでに、私も冒頭ちょっと変なこととか、学生時代のことも話しましたが、どうかこの辺でできないかということで臨んだわけですが、ちょっと法律の方の研究、いろいろ調べた中で、そのあたりが拡大解釈できないということでございます。そのあたりで、ちょっとまた前の話に戻ります。加齢につきましては、今、高い層に住んでおられるのを1階への住み替え等を想定したことで加齢を適用して、そういう対応はしておることも現実、今あるという形で、7号の運用をしておるという状況でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 高い階、今、加齢ということでつけ加えられましたけれども、高い階の方が1階へという表現だろうと思うんですよ。でも、この条例の中にはそんなこと書いてないですよ。いわば相談上、要するにこういう条件の中で事例としてこうい

う対応になるということの、いわば拡大解釈しているにすぎないわけじゃありませんか。でしょう。この条例そのものというのは、ふるの設置をしなくてもよかった時代の、いわば、それでも市営住宅と認められてきた時代の条例なわけですよ。私は、先ほど壇上でも申しましたけれども、今に合った対応といいますか、いわば供給と管理についてもいろいろ問題があるわけでありますので、この住宅施策というものにおいては、この基本的な条例を見直しというのではないですけれども、もう少し使いやすいように、また再編をしていく必要があるのではないかなというふうに思うわけでありまして、先ほどから八王子のことばかり言っていますけれども、もう一つ聞きます。

八王子団地の方が、入居していらっしゃる方が、このストック計画及び同条例、この制度でいろいろとふるつきの市営住宅へ移転、住みかえができるようになるのはいつごろになるんですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほど、西田中団地の話をして、次に、今ストック計画に上がっておりますのが、その西田中の次にあるのが本町住宅跡地に建設予定をしております。これは、今のストック計画の予定では、21年度から22年度に計画しております。そのあたりへのストックでの話では、それが完了してからという計画を持っておるといってございませぬ。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 3年は待たなければ、八王子団地の方についてはふるつきの住宅には入居ができないということになるわけですね。年というのは、毎年とるものに間違いはないんですから、その間、いわばおふるという必要な施設が近くにないわけでありませぬので、本町についても一緒なんですけれども、やはりそういった今のニーズに合っていない、入居していらっしゃる方については何らかの、希望者に対してですよ、私はここがいいという人もいらっしゃるでしょうから、やはりいいと言われる方については、先ほど拡大解釈をしていきたいというものを早く手を打ってあげるべきじゃないかと思うんですよ。このストック計画に載っとるわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、入居者が行うボランティア活動で出るごみの処理についてということですが、先ほど答弁で大量に出されるということもあって、住宅課の方で対応してもらっていたということで、今後、クリーンセンター側で処理していくという回答だったので、質問しませぬけれども、やはりこの間、以前は昨年までクリーンセンターがとっていらした。ことしになってクリーンセンターが、要するに、そういったボランティア清掃ごみを処理しなくなったということで、住宅課の方で車をチャーターして2人ぐらい来て処理してい

るわけですね。そうしますと、その管理人、または周辺の参加していらっしゃる方が、何でなんだ、おかしいじゃないかと。今までクリーンセンターが取りに来とったと。今度は何で住宅課なんだと。しかも、車を貸し出しして、人件費をかけて、どれだけ乗るんですか、その軽四に、量というものが。パッカー車、週に2回、一般ごみ収集にくるわけですから、それに10個や15個、どんどん入りますよ。一般家庭なんかでも一軒でそういう草を抜いたり、何だり、周辺のごみを拾えば、それは6つ、7つ、8つぐらい一所帯で出るわけでありまして、そんな大した量じゃないわけでありまして、しかも、いまだに文書でも、口頭でも、なぜそうなったのか、いまだに管理人を通じて返事がいっていない、おかしいでしょう。

さっきの市長じゃありませんけれども、こんな問題が何でこんなに日数がかかるんですか。スピードがやはり大事でしょう。やはりそういう信頼関係で今までやっていたものが崩れたわけですから、これこそスピードをもって、文書なり、口頭なり、こうなんだと、検討中ですと、また中間報告もするべきじゃないかなというふうに思えてならんわけでありまして、当然、住宅課で対応すること自体、私はむだな経費だなと。住民から見ても同じ処理場、焼却場に運んでいるわけでありまして、やはり元どおりに戻されるということの方が私は正しいなと。管理人、また住民の方はそのように考えておられると思います。

3番目の危険な箇所での草刈りについてでありますけれども、大内団地の例をとりましたけれども、部長は大内団地の危険な法面というのはどの程度あって、確認に行かれましたか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 大内団地の危険な箇所ということでございますが、まず、法面があそこは3段に分かれております。国道から見ていただいたら一番見やすいんですが、一番下の法面の下にブロック壁がありまして、その下に民家があるわけです。一番、今後の、後の維持管理等を踏まえれば、コンクリート材とかを入れれば草が生えないわけですが、その辺、予算との関係もにらみ合いながらやろうと考えたんですけれども、先ほどの答弁の中にはいろいろな状況を考えた上で検討してまいりたいというお答えをしたんですが、下にちょっと民家がありまして、そのあたり、そういうものをやると宅地の水がそのまま滑り落ちるような状況にあるということも危惧しながら、ちょっと考えていけないといけないということで、先ほどお答えしたわけです。法面については3段あるということでございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 要するに、草の維持管理というか、草というのは私も草刈り

機を持ってたまには近所の草を刈りますけれども、先月刈ってもすぐ伸びてくるもので、やはり年に4度ぐらいは刈らないと周辺に迷惑をかけるんだなという気持ちで草を刈っているんですけども、実際に、今、大内団地の方については、一度は管理者側で刈っておられるけれども、あとの2度、以前は3度ほど業者に有料で刈ってもらっていたと。しかも、それは皆さんの負担なんですよね。たまたまそういう危険な箇所の、位置がですね、刈らなければならない、入居者でそれを管理しなければならないということで負担されていたわけでありまして。しかし、年に2回は業者をお願いしておられるそうですけれども、やはりこういうことをなくしていくというか、管理者側で年に3度ないし、やはり管理ができる範囲というのがあるかと思えます。それに経費がかかるのであれば、違った意味での、構造というか、セメント張りして、いわば水の処理ということであれば、側溝をつければいいわけでありまして、いろいろ方法、策があるかと思えますので、対応をお願いをしたいというように思います。

以上で質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、23番、山下議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、6月29日午前10時から開催いたします。

その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年6月20日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 藤 野 文 彦

防府市議会議員 高 砂 朋 子